

第4次 人吉市教育振興基本計画

ご あ い さ つ

人吉市は、令和2年7月豪雨災害により、これまでのまちづくりの歩みを止め、被災者支援、生活再建、復旧・復興といった新たな課題や目標が発生しました。これまで市民の皆様はもとより、様々な関係機関の皆様から多大なるご協力をいただきながら、自然環境と都市基盤が調和した住みよいまちとして、一步ずつ着実に歩みを進めることができております。

一方、我が国においては、地域社会における少子高齢化、グローバル化、地球規模での環境問題、度重なる災害の発生など、社会環境が急速に変化しています。このような予測困難な時代において、多くの役割が自治体行政に求められています。

そのような中、本市においては、令和2年度からの8年間を計画期間とする「第6次人吉市総合計画（基本構想）」を策定しております。本市総合計画におけるまちづくりの理念は、「みんなが幸せを感じるまち。ずっと住み続けたいまち。ひとよし」です。

すべての市民が、本市の自然環境と様々なコミュニティの中で成長し、水や森林などの自然資源を背景にした産業の活力などによって、未来を切り拓くまちの実現を目指しております。この基本構想の実現のために6つの戦略を定め、教育・文化の戦略として、「一人ひとりが学び続ける豊かな人生づくり」を掲げています。

これからの時代を担う子どもたち一人ひとりが、自分らしく充実した人生を歩んでいくためには、子どもを育てやすい環境や、子どもたちの「生きる力」を育む教育が必要であり、教育分野における様々な取組が一層重要であると考えます。

このような現代の社会情勢と本市のまちづくりの理念を受け、このたび、教育分野において「第4次人吉市教育振興基本計画」を策定いたしました。本計画では、「将来の夢や希望に向かって自らの可能性を高め、人として生きる力を育み、心身ともに健康で豊かな人生を送ることができる人づくり」を本市教育委員会の教育理念に掲げ、「生きる力」を育む教育の実現をめざして、様々な施策を推進してまいります。本市の豊かな自然環境や独自の歴史、文化は私たちの誇りです。古くから受け継がれてきた誇りを大切にしながら、市民の皆様が幸せを感じ、心豊かに暮らすことのできる持続可能なまちを目指すとともに、将来を担う子どもたちの健やかな成長を育んでまいります。

結びになりますが、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました市民の皆様、関係機関の皆様に、心からお礼申し上げます。

令和7年3月

人吉市長 松岡 隼人

は じ め に

近年、高齢化の進展による人生100年時代の到来やAIなどの技術革新、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による生活への影響、価値観の多様化や地域コミュニティの希薄化など、社会は大きく変化しています。このように予測困難な時代において、持続可能な社会の創り手の育成や日本社会に根差したウェルビーイングの向上など、教育の果たす役割はさらに重要となり、教育の在り方も一層の進化を図ることが求められています。

このような中、国では令和5年6月に第4期教育振興基本計画を閣議決定するなど、新たな時代の教育の在り方についての方向性が示されました。

本市においても、子どもたちを取り巻く環境の変化に中長期的視点から対応し、大きく変化する社会状況のなか、誰もが夢と希望、やりがい感を持ち、活気と潤いある人生を自ら創り出す力を育むため、「第4次人吉市教育振興基本計画」を策定しました。

この計画は、国の「教育振興基本計画」、熊本県の「夢への架け橋教育プラン（教育振興基本計画）」を参考としつつ、第6次人吉市総合計画（後期基本計画）を上位計画として整合性を図り、本市の教育に関する様々な課題を解決するために取り組むべき方向性を示し、将来の新たな展望に繋げていくことを目的とした計画です。

これまで本市では、未来を担う子どもたちの健やかな成長を願うとともに、教育の充実発展のために、「知・徳・体」の調和のとれた生きる力を育む学校教育の推進、家庭・地域の教育力の向上と協働の推進、生きがいを持って活躍できる生涯学習とスポーツ環境の整備、郷土愛を育む歴史・文化環境の整備など、本市の実情に応じた教育施策を展開してまいりました。

人吉市教育委員会といたしましては、今後も本計画のもと、本市のめざす姿である「将来の夢や希望に向かって自らの可能性を高め、人として生きる力を育み、心身ともに健康で豊かな人生を送ることができる人づくり」に向け、本市教育の振興に着実に取り組んでまいります。

市民の皆様におかれましても、引き続き本市教育への多大なるご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりましては、計画案の作成について貴重なご意見をいただきました市民の皆様、関係機関の皆様に深く感謝申し上げます。

令和7年3月

人吉市教育長 志波 典明

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景・趣旨	1
2 上位・関連計画の概要.....	2
3 人吉市教育振興基本計画の期間	4

第2章 教育の現状と課題

1 全国的な現状と課題	5
2 人吉市の現状と課題.....	8
3 人吉市における児童生徒数の推移	10

第3章 基本理念(教育理念)と教育目標

1 人吉における教育の源流.....	11
2 基本理念(教育理念)	12
3 教育目標	13
4 施策体系	14

第4章 第4次教育振興基本計画「目標実現のための具体的取組」

「計画的な推進のために」.....	16
I 「知・徳・体」の調和のとれた生きる力を育む学校教育の推進	17
II 家庭・地域の教育力の向上と協働の推進	27
III 生きがいを持って活躍できる生涯学習とスポーツ環境の整備	31
IV 人吉市民としての誇り、郷土愛を育む歴史・文化環境の整備.....	37
教育委員会管理施設の今後の整備について	40

第5章 第3次教育振興基本計画推進の振り返り

I 「知・徳・体」の調和のとれた生きる力を育む学校教育の推進	41
II 家庭・地域の教育力の向上と協働の推進	49
III 生きがいを持って活躍できる生涯学習とスポーツ環境の整備	53
IV 人吉市民としての誇り、郷土愛を育む歴史・文化環境の整備.....	60

1 計画策定の趣旨

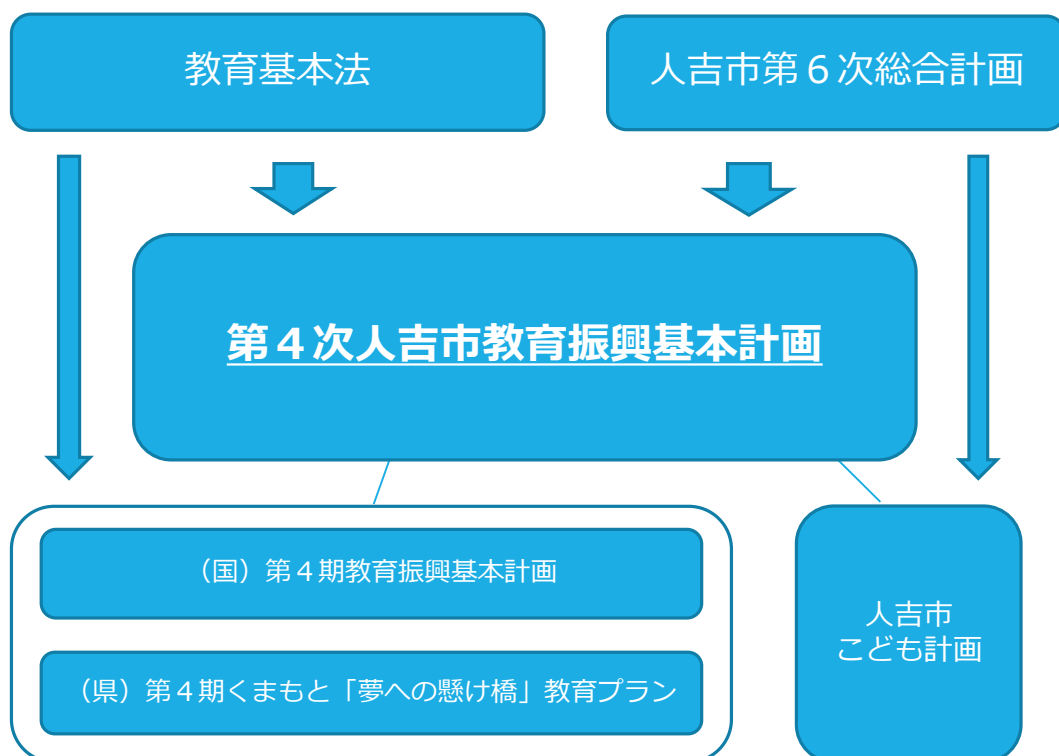
人吉市教育委員会では、本市における教育行政推進のための基本的な計画として、令和3年度から令和6年度までの4ヵ年を期間とする「第3次人吉市教育振興基本計画」を策定し、本市教育の振興に取り組んできました。

現代は、将来の予測が困難な時代と言われています。第3次計画の計画期間中には、令和2年7月豪雨災害からの復旧・復興、新型コロナウイルスによる感染症の世界的な拡大を経験したほか、国際化の進展、地球温暖化の進行、AIなど科学技術の発達に伴う社会生活の大きな変化があり、教育の在り方についてもこうした変化に対応していくことが求められています。

国においても、令和5年6月に「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイング」の向上をコンセプトとした「第4期教育振興基本計画」が閣議決定され、今後5年間の国の教育政策の羅針盤となる計画が新たに定められました。

本市においては、第3次人吉市教育振興基本計画が令和6年度末に終了することから、国による「第4期教育振興基本計画」、熊本県が策定する「第4期くまもと「夢への懸け橋」教育プラン」を踏まえ、本市教育の基本理念のもと、本市の最上位計画である「第6次人吉市総合計画」との整合性を図り、「第4次人吉市教育振興基本計画」を策定するものです。

さらに、本計画は、教育基本法第17条第2項に規定する「地方公共団体における教育振興のための基本的な計画」となることから、本計画を「教育大綱」と位置付け、総合的かつ計画的に本市の教育行政を推進するための指針として、教育委員会が掲げる教育目標の達成に向け、福祉分野等の関係機関と連携を図りながら推進していきます。



第1章 計画の策定にあたって

2 上位・関連計画の概要

(1) 国の計画

第4期教育振興基本計画（閣議決定：令和5年6月16日 計画期間：令和5～9年度）

■計画のコンセプト

- 1 持続可能な社会の創り手の育成
 - 将来の予測が困難な時代に、未来に向けて自らが社会の創り手となり、持続可能な社会を維持・発展させていく人材を育てる。
 - 主体性、リーダーシップ、創造力、課題設定・解決能力、論理的思考力、表現力、チームワークなどを備えた人材の育成
- 2 日本社会に根差したウェルビーイング※1の向上
 - 多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるよう、教育を通じてウェルビーイングを向上
 - 幸福感、学校や地域でのつながり、協働性、利他性、多様性への理解、社会貢献意識、自己肯定感、自己実現等を調和的・一体的に育む

■5つの基本的な方針

- 1 グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成
- 2 誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進
- 3 地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進
- 4 教育デジタルトランスフォーメーション（DX）※2の推進
- 5 計画の実効性確保のための基盤整備・対話

■16の目標

- 1 確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成
- 2 豊かな心の育成
- 3 健やかな体の育成、スポーツを通じた豊かな心身の育成
- 4 グローバル社会における人材育成
- 5 イノベーション※3を担う人材育成
- 6 主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成
- 7 多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂※4
- 8 生涯学び、活躍できる環境整備
- 9 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上
- 10 地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進
- 11 教育DXの推進・デジタル人材の育成
- 12 指導体制・ICT環境の整備、教育研究基盤の強化
- 13 経済的状況、地理的条件によらない質の高い学びの確保
- 14 NPO・企業・地域団体等との連携・協働
- 15 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保
- 16 各ステークホルダー※5との対話を通じた計画策定・フォローアップ

- ※1 身体的・精神的・社会的に良い状態にあることを意味し、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸せを含むもの
- ※2 デジタル技術を社会に浸透させて、人々の生活をより良いものへと変革すること
- ※3 技術の革新にとどまらず、これまでとは全く違った新たな考え方、仕組みを取り入れて、新たな価値を生み出し、社会的に大きな変化を起こすこと
- ※4 社会的に全体を包み込むこと。誰も排除されず、全員が社会に参画する機会を持つこと（ソーシャル・インクルージョン）
- ※5 一般的には利害関係者と訳される。教育分野においては教育に関わるすべての人を指す

第1章 計画の策定にあたって

(2) 熊本県の教育振興基本計画

- ①第4期熊本県教育振興基本計画（第4期くまもと教育プラン）：計画期間：令和6～9年度
第3期計画の姿勢を引き継ぎながら、将来の予測が困難な時代にあっても、子供たち一人一人が自らの力で未来を切り拓いていく、そのような人づくりを行う必要があるという考えのもと、「自らの可能性を拡げ、未来を切り拓く熊本の人づくり」を基本理念とします。

■基本的方向性1 家庭・地域の教育力向上

- 取組 1 家庭の教育力の向上
- 取組 2 地域の教育力の向上
- 取組 3 就学前教育の充実と小学校以降の教育との円滑な接続

■基本的方向性2 安全・安心に過ごせる学校づくり

- 取組 4 人権教育の充実
- 取組 5 いじめへの対応
- 取組 6 不登校への対応
- 取組 7 学校の防災・安全対策の推進

■基本的方向性3 確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成

- 取組 8 確かな学力の育成
- 取組 9 豊かな心を育む教育の充実
- 取組 10 健やかな体の育成
- 取組 11 社会の変化に対応した教育の推進

■基本的方向性4 障がいや多様な教育的ニーズに応える

- 取組 12 特別支援教育の充実
- 取組 13 県立特別支援学校の教育環境整備
- 取組 14 多様なニーズに対応した教育の充実

■基本的方向性5 キャリア教育の充実、グローバル人材の育成

- 取組 15 キャリア教育の充実と産業人材の育成
- 取組 16 外国語教育、国際教育の充実
- 取組 17 ふるさとを愛する心の醸成3
- 取組 18 高等教育との連携による教育振興

■基本的方向性6 魅力ある学校づくり

- 取組 19 県立高等学校の魅力化の推進
- 取組 20 優れた才能や個性を伸ばす教育
- 取組 21 地域とともにある学校づくり
- 取組 22 私立学校の特色ある振興

■基本的方向性7 子供たちの学びを支える環境づくり

- 取組 23 貧困の連鎖を教育で断つ
- 取組 24 教職員の人材確保、人材育成
- 取組 25 教職員の働き方改革の促進
- 取組 26 教育DXの推進
- 取組 27 学びを支える施設の整備

■基本的方向性8 文化・スポーツの振興と生涯学習の推進

- 取組 28 文化に親しむ環境づくり
- 取組 29 文化財の保存・活用
- 取組 30 県民のスポーツの振興
- 取組 31 競技スポーツの振興
- 取組 32 学習機会と学習成果活用の充実

■基本的方向性9 災害からの復旧・復興

- 取組 33 災害からの復旧・復興

■基本的方向性10 子供からの意見聴取・対話

- 取組 34 子供からの意見聴取・対話

第1章 計画の策定にあたって

(3) 人吉市の計画

第6次人吉市総合計画【後期基本計画】（計画期間：令和6～9年度）

総合計画は、まちづくりの将来都市像を明らかにし、その実現に向けて効果的かつ効率的に推進する施策の方向性を定める計画です。

■基本理念

「みんなが幸せを感じるまち。ずっと住み続けたいまち。ひとよし」

■将来都市像

「～新たな価値の創造 次なる挑戦へ～ 未来協創都市ひとよし」

■復興の将来像

～希望ある復興を目指して～

「球磨川と共に創る みんなが安心して 住み続けられるまち」

■復興の基本方針

- (1) 安全・安心な地域づくりに向けた復興
- (2) 未来への希望につながる復興
- (3) 市民一丸となって取り組む復興

■分野別施策

【戦略1】産業・経済

地域の誇りで新たな価値を創造し、人が輝き躍動する経済づくり

【戦略2】教育・文化

一人ひとりが学び続ける、豊かな人生づくり

【戦略3】自然環境・安全

一人ひとりが手を携え、安心して暮らせる生活基盤づくり

【戦略4】健康・福祉

地域全体でつくりあげる、幸せいっぱい健康づくり

【戦略5】都市基盤・建設

まちに愛着を持ち、景観を醸し出す都市基盤づくり

【戦略6】地域・自治

信頼を基礎にした、自分たちでつくりあげる地域づくり

■復興重点戦略

【戦略1】被災者に寄り添った生活支援

【戦略2】青井阿蘇神社を中心とした歴史文化・賑わいの形成

【戦略3】中心市街地として、安全で賑わいのあるまちへの再生

【戦略4】緑の流域治水の推進

■地方創生施策

【基本目標1】

安心して働くことができる仕事をつくる

【基本目標2】

つながりを大切にし、人の流れをつくる

【基本目標3】

結婚・出産・子育ての希望をかなえる

【基本目標4】

ずっと住み続けたい魅力的な地域をつくる

3 人吉市教育振興基本計画の期間

第4次人吉市教育振興基本計画の期間は、4カ年とします。

【令和7（2025）年度から令和10（2028）年度まで】

なお、計画策定後の社会状況や教育を取り巻く環境の変化などにより、見直しが必要となった場合には、適宜見直しを行います。

1 全国的な現状と課題

(1) 少子化の進行

日本の総人口は平成20（2008）年の約1億3,000万人をピークに減少傾向に転じ、令和4（2022）年には約1億2,000万人まで減少するものと推計されています。

人口の減少と少子高齢化の進行に伴う人口構造の変化により、労働力の不足や経済規模の縮小、社会保障費の増大等が懸念されており、先行きが不透明な中で、若い世代にも将来への不安感が広がっています。

今後、人口減少や少子高齢化が進行していく中で、誰もが社会的に自立して、持てる能力を最大限発揮できるような様々な取組みが求められています。

(2) 家庭・地域の変化

少子化の進行、核家族化、地域社会のつながりの希薄化などにより、育児の負担感や不安感を解消できない親が増加しています。

また、年代の異なる子供の交流や地域の大人と関わる機会など、子供の豊かな育ちに重要となる多様な体験の機会が減少しています。新型コロナウイルス感染症の影響により、こうした状況はさらに顕著になっています。

一方で、家庭の経済的格差が教育の格差につながり、子供たちの学力や進路選択にも影響を与え、貧困の連鎖や格差の拡大、固定化が懸念されています。

公平・公正で活力ある社会を実現するためには、すべての人々に意思や能力に応じて力を発揮する機会が等しく与えられなければなりません。

全ての子供たちが、前向きな気持ちで夢や希望を持てる社会の実現を目指すとともに、子供たちのことを第一に考え、学校・家庭・地域の更なる連携の強化と地域や社会全体で家庭教育を支えることが求められています。

(3) 支援を必要とする児童生徒への対応

令和3（2021）年1月の中央教育審議会による『「令和の日本型学校教育」の構築を目指す～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～

（答申）』では、新時代の特別支援教育※1の在り方についての基本的な考え方として、通常の学級、通級による指導※2、特別支援学級※3、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備が必要であると示されています。

また、令和4（2022）年12月13日に文部科学省が公表した「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果」では、小中学校の通常の学級に在籍する児童・生徒のうち、「学習面又は行動面で著しい困難を示す」とされた児童・生徒数の割合は、推定値で8.8%と平成24（2012）年の6.5%から増加傾向にあります。

特別な教育的支援を必要とする児童・生徒への対応は、理解の深まりとともに充実が図られているものの、支援体制の強化などに努めていくことが求められているため、学校・家庭・地域のより一層の意思疎通と連携が必要です。

- ※1 障がいのある子供たちの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う教育
- ※2 通常の学級での学習や生活におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童・生徒に対して、各教科等の授業は通常の学級で行いつつ、障がいに応じた特別の指導を「通級指導教室」といった特別の場で行う特別支援教育の一つ
- ※3 障がいのある子供たちを対象とした小・中学校に設置された少人数の学級。児童・生徒の個に応じた学習や生活の困難を克服するための指導を行う

(4) 急速な技術革新

近年、ICT※1の急速な進化により、パソコンやタブレット、スマートフォンといった従来のICT端末だけではなく、あらゆるものがインターネットにつながり、これまでとはスケールの異なるデータの収集、蓄積が可能となりました。データの分析、処理技術も飛躍的に向上しています。

また、AI※2などの技術も急速に発達しており、超スマート社会（Society5.0）※3が到来しつつあります。

教育分野でもこうした社会の変化への対応が必要となっており、令和2（2020）年には小学校においてプログラミング教育が必修となりました。現在では、STEAM教育※4の推進やアクティブラーニング※5の一層の推進など、社会の急激な変化に対応できる教育へと変化しています。

- ※1 情報通信技術（「Information and Communication Technology」の略）
コンピュータやネットワークに関連する技術、産業、設備、サービス等の総称
- ※2 一般的には「人が実現するさまざまな知覚や知性を人工的に再現するもの」という意味合いで理解されている
- ※3 狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）情報社会（Society4.0）に続く新たな社会をさすもので、すべての人とモノがつながり、知識や情報が共有され、新たな価値を生み出すことで世代を超えて互いに尊重し合える社会、一人ひとりが快適で活躍できる社会をめざす
- ※4 Science（科学）、Technology（技術）、Engineering（工学・ものづくり）、Art（芸術・リベラルアーツ）、Mathematics（数学）の5つの単語の頭文字を組み合わせたもので、文系理系といった枠にとらわれず、課題の発見・解決や、社会的な価値の創造に結び付けていく資質・能力を育成する教育
- ※5 教員による一方的な講義形式の指導ではなく、学習者の能動的な学習への参加を取り入れた指導・学習法

(5) 社会変化への対応

成年年齢・選挙権年齢の引き下げや、幼児教育・保育の無償化、こども家庭庁の設置、こども基本法の施行等、こども政策と連携した柔軟かつ適切な対応が求められます。

また、令和2（2020）年から始まった新型コロナウイルス感染症の拡大により、学校の臨時休業など、教育環境にも大きな影響がありました。このことは、子供たちの居場所としての学校の役割やこれからの学習の在り方について見直す大きなきっかけにもなりました。こうした感染症の感染拡大は今後も想定されるほか、自然災害などの想定外の事象や困難な状況下においても、人々の生命を守り、子供たちの健やかな学びを保障できるよう環境を整えていくことが求められます。

なお、教育のデジタルトランスフォーメーション（DX）※1の進展は、教育環境に良い変化をもたらす可能性があるとして期待されています。

- ※1 デジタル技術を社会に浸透させて、人々の生活をより良いものへと変革すること

(6) 学びを支える学校施設の整備

学校施設については、老朽化の進行や多様な教育内容・方法等への対応が依然課題となっています。安全・安心で質の高い教育環境の整備を継続的に行っていく必要があります。また、トイレの洋式化やバリアフリー対策など、防災、衛生、安全面に配慮した学校の施設整備が求められています。

併せて、2027年度末までに蛍光灯の製造等が廃止されることに伴い、学校の照明のLED化を進めることが急務となっています。

(7) 教職員の働き方改革

学校現場を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校に求められる役割が拡大する中で、教職員の長時間勤務等といった労働条件の改善が課題となっています。

また、こうした教職員の労働環境が広く知られることで、教員不足の深刻化も懸念されています。

特に中学校の部活動については、長時間勤務の要因であることや、指導経験のない教職員にとって多大な負担であることが指摘されており、段階的に地域移行を進めていく方向性が国より示されています。

今後、学校教育の改善・充実を進めるにあたり、その基盤としてすべての教職員が心身ともに健康でやりがいを持って職務を遂行できるよう、家庭や地域の理解を得ながら、働き方改革をより一層進めていくことが求められます。

(8) いじめへの対応

近年、全国的にいじめの積極的な認知が進み、いじめの認知件数が増加傾向にあります。依然としていじめを背景とする自殺などの深刻な事案が発生しています。

いじめ防止対策推進法に基づいた対応の徹底を図り、いじめの未然防止、いじめの積極的な認知と早期の組織的対応、関係機関等との連携の推進など、いじめ防止対策の強化に向けて必要な施策を講じ、加えて「ネットいじめ」に関する対策をより一層推進していく必要があります。

(9) 不登校への対応

全国的に不登校児童生徒数は増加しています。社会的自立や学校復帰に向けて、関係者が状況をよく見極め、個々の状況に応じた適切な支援が求められています。不登校の解決の目標は、子供たちの将来的な「社会的自立」と言われており、学校・家庭・地域で密接な連携を図っていく必要があります。

(10) SDGsの推進

平成27(2015)年9月、国連サミットにおいてSDGs(持続可能な開発目標)※1として、17のゴール(目標)と169のターゲットを掲げた「持続可能な開発のための2030アジェンダ(行動計画)」が全会一致で採択されました。

あらゆる形態の不平等に終止符を打ち、気候変動に対処しながら、地球上の誰一人取り残さない(no one left behind)をめざし、令和12(2030)年までに17の目標を達成することが掲げられています。本計画においても、各施策においてSDGsの視点を意識した取組を推進します。

- ※1 貧困、不平等・格差、気候変動による影響など、世界の様々な問題を根本的に解決し、すべての人たちにとってより良い世界をつくるために設定された、世界共通の目標



2 人吉市の現状と課題

(1) 学校教育

学校教育においては、「知・徳・体」の調和のとれた生きる力を育むため、「確かな学力」と「豊かな心」、「健やかな体」を持った人材の育成が求められています。そのためには、児童生徒一人ひとりの個に応じた指導の充実と様々な体験学習、ICTを効果的に活用した情報教育、グローバル人材の育成に向けた外国語活動・英語教育の充実、安全安心な学校給食の安定的な提供を継続させるとともに、地域の人材を生かした支援体制を確立し、地域ぐるみで子供たちの「生きる力」を育む必要があります。

一方で、子供たちが充実した学校生活が送れるよう、特別支援教育の充実や不登校の早期解消、いじめ問題の早期発見・早期解決に向けた取組の強化など、学校や家庭、関係機関と連携を図りながら、教育相談等の人的支援体制を充実していく必要があります。

また、子供の健やかな成長を支えていくために、人口減少や少子高齢化の進展にも対応していく必要があります。併せて学校規模の適正化や学校施設の更新・統廃合等の調査・研究を行っていくことも重要です。学校施設においては、長寿命化計画に基づき適正な学習環境を整えながら、さらに幼・保等、小・中の連携を強化していく必要があります。

(2) 社会教育

近年、人口減少や少子高齢化、グローバル化の更なる進展や急速な技術革新、地域間格差の拡大など社会情勢はますます変化してきており、地域社会においても地域とのつながりの希薄化、地域教育力の低下、家庭の孤立化、人権問題といった様々な課題が生じています。

地域社会を持続していくためには、今後、住民が主体となって積極的に地域の課題を共有し、解決していくといった地域づくりを行い、同時に未来を担う子供たちの健全育成のため、地域・学校・家庭が連携・協働して地域全体で支えていく必要があります。

併せて、学習拠点や地域づくり、地域活動の拠点として校区公民館や図書館等での学習機会の提供や利活用の推進とともに、機能の充実や地域格差の解消等を行い、個別施設計画に基づく施設の維持管理や長寿命化等の整備を推進していく必要があります。

(3) スポーツの振興

現代社会において、生活の利便性の向上による体力の低下、健康課題の顕在化・複雑化、コミュニティの弱体化等の諸問題が深刻になっています。

スポーツは、体力の維持向上及び健康寿命を延ばす観点のみならず、人と人との交流や地域のつながりを育む観点からも非常に意義があります。新型コロナウイルス感染症や豪雨災害の影響により、市民生活のみならずスポーツ環境も大きな影響を受け、市民の運動不足・地域間交流の停滞につながりました。このような悪影響が生じたことで、スポーツが生活や社会に与える優れた効果や果たす役割が再認識されました。

本市は超高齢化社会を迎えており、市民が生涯にわたって健康で明るい生活を送ることは、個人の幸福向上にとどまらず、社会全体の活力の維持のためにも重要です。また、スポーツ参加人口の減少は競技人口の減少にも直結しており、スポーツ関係団体の指導者確保及び育成は組織強化においても重要な課題となっています。

こうした中、市民が健康で活力ある生活を営むために、生涯にわたりスポーツに親しむための施設整備も含めた環境づくりと、多世代において個々のニーズに応じたスポーツ機会の創出や提供、スポーツ施策の推進が必要です。

（４）市民芸術・文化振興

本市の市民芸術・文化振興の主軸事業となっている犬童球溪顕彰音楽祭や人吉球磨総合美展は、音楽家の育成に寄与するだけでなく、市民の文化創造活動における成果発表の場として定着し、本市の文化・芸術の振興に大きく貢献しています。その一方で、これらの歴史ある事業を継続していくため、運営体制の検討や出品者・若手作家の育成を図る必要があります。

また、文化活動の拠点となるカルチャーパレスについては、図書館を含めた施設の利用形態等の課題について様々な観点から対応していく必要があり、これからも安全・安心に使用していくため、計画的な改修と施設の維持管理や、健全な運営と質の高いサービスの提供を行っていく必要があります。

（５）歴史文化遺産の保存・活用

人吉球磨地域は、国宝青井阿蘇神社をはじめ、県内の国・県指定の古社寺建築物の８割以上が集中する文化財建造物の宝庫です。

本市には、国指定重要文化財の願成寺阿弥陀如来坐像などの仏教美術、国指定史跡の人吉城跡や大村横穴群など数多くの文化財があり、国指定重要無形民俗文化財の球磨神楽など、民俗、伝統芸能などの無形文化財も多数伝承されています。

しかしながら、歴史的文化遗产を保全・継承するにあたり、文化財管理者の高齢化や過疎化の進展に伴う後継者不足などの課題が生じています。

（６）国の政策の変化への対応

令和元年（2018）年10月、国における幼児教育・保育の無償化が施設類型に関わらず開始され、令和4年（2022）年4月からは、幼児期から児童期への教育の円滑な連続性のための架け橋プログラムによって、5歳から小学1年生への教育の連続性が全国的にも図られるようになりました。

また、令和4年（2022）年4月から、日本での成人年齢が20歳から18歳に引き下げられ、こども政策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための「こども基本法」の施行、同年12月には全ての子供・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんか社会」を実現するための「こども大綱」が閣議決定されました。

令和5年（2023）年4月には、子育てや少子化、児童虐待、いじめなど、こどもを取り巻く社会問題に対して本質的な対策を進め解決するための「こども家庭庁」が発足され、同年6月には、LGBT理解増進法が公布されました。

このように、子供や子育て家庭を取り巻く環境は複雑化・多様化しており、併せて全国的に少子化の進行や人口減少に歯止めがかかっておらず、教育現場においても子供側・先生側の双方に様々な変化が生じてきており、こうした国の政策に対して関係機関と連携した柔軟かつ適切な対応が必要です。

第2章 教育の現状と課題

(7) 児童生徒数の減少

本市の小・中学校の児童生徒数は、昭和40年度（1965年度）以降減少を続け、令和6年度（2024年度）には小学校1,473人、中学校808人、合計で2,281人となっています。

今後も全体の傾向として減少が見込まれ、令和11年度（2029年度）には小学校が1,138人、中学校が675人程度になると予想されます。

このまま少子化（人口減少）が続けば、クラス替えができない学校が増えると同時に、複式学級が存在すること考えられます。

また、特別な教育的支援を要する児童生徒数は年々増加しており、一人一人に応じた適切な支援が求められています。少子化による通常学級数は減少傾向にある中、特別支援学級数は増加傾向にあり、市内全小・中学校の総学級数は12年前の平成24年度（2012年度）とほぼ同じ学級数で推移しています。

○本市の児童生徒数の推移

年度	児童数	生徒数	合計
S40	5,660	3,351	9,011
S50	3,978	2,115	6,093
S60	3,878	1,935	5,813
H元	3,424	1,808	5,232
H2	3,360	1,766	5,126
H3	3,309	1,676	4,985
H4	3,223	1,660	4,883
H5	3,175	1,585	4,760
H6	3,121	1,586	4,707
H7	3,041	1,557	4,598
H8	2,923	1,573	4,496
H9	2,747	1,582	4,329
H10	2,646	1,568	4,214
H11	2,606	1,491	4,097
H12	2,540	1,420	3,960
H13	2,495	1,342	3,837
H14	2,455	1,297	3,752
H15	2,398	1,284	3,682
H16	2,384	1,238	3,622
H17	2,328	1,209	3,537
H18	2,245	1,149	3,394
H19	2,190	1,140	3,330
H20	2,117	1,127	3,244
H21	2,041	1,132	3,173
H22	1,968	1,119	3,087
H23	1,916	1,105	3,021
H24	1,901	1,031	2,932
H25	1,802	984	2,786
H26	1,794	958	2,752
H27	1,763	937	2,700
H28	1,743	900	2,643
H29	1,762	868	2,630
H30	1,714	865	2,579
R1	1,719	820	2,539
R2	1,633	845	2,478
R3	1,580	843	2,423
R4	1,557	851	2,408
R5	1,527	836	2,363



R11	1,138	675	1,813
-----	-------	-----	-------

○本市の学級数の推移

年度	小学校	中学校	合計
S60	113 (2)	53 (2)	166 (4)
H元	111 (2)	51 (2)	162 (4)
H2	112 (2)	52 (2)	164 (4)
H3	111 (2)	50 (2)	161 (4)
H4	107 (1)	50 (2)	157 (3)
H5	107 (2)	50 (2)	157 (4)
H6	109 (3)	49 (2)	158 (5)
H7	107 (4)	48 (2)	155 (6)
H8	105 (6)	46 (2)	151 (8)
H9	104 (6)	47 (3)	151 (9)
H10	101 (5)	48 (3)	149 (8)
H11	98 (6)	47 (3)	145 (9)
H12	93 (6)	46 (3)	139 (9)
H13	93 (7)	43 (3)	136 (10)
H14	89 (5)	43 (4)	132 (9)
H15	87 (5)	43 (4)	130 (9)
H16	89 (7)	42 (4)	131 (11)
H17	90 (8)	38 (4)	128 (12)
H18	85 (6)	37 (4)	122 (10)
H19	84 (9)	38 (5)	122 (14)
H20	86 (10)	39 (5)	125 (15)
H21	86 (11)	36 (3)	122 (14)
H22	86 (12)	37 (4)	123 (16)
H23	86 (14)	36 (4)	122 (18)
H24	83 (14)	34 (4)	117 (18)
H25	84 (16)	33 (5)	117 (21)
H26	85 (16)	33 (5)	118 (21)
H27	82 (17)	33 (5)	115 (22)
H28	83 (18)	33 (6)	116 (24)
H29	80 (18)	35 (8)	115 (26)
H30	82 (18)	35 (8)	117 (26)
R元	83 (21)	33 (7)	116 (28)
R2	80 (21)	33 (7)	113 (28)
R3	82 (22)	35 (8)	117 (30)
R4	82 (24)	35 (9)	117 (33)
R5	81 (23)	34 (9)	115 (32)

() は特別支援学級の再掲



R11	75	33	108
-----	----	----	-----

※↑ 特別支援学級数は同数として推計

1 人吉における教育の源流

「学、思、行相まって良となす」

（意味：その人の学んだ知識と考え方と行動が一致していることが必要なのです）

これは人吉藩の藩校である「習教館」の初代館長 東 白髪(ひがし はくはつ)の師である細井平洲(ほそい へいしゅう)の教えをそのまま受け継いでいるものです。白髪は、「学問とは単なる知識や考えに終わってはなりません。学んだ知識は実際に生かされなければ意味がなく、実際に役立てなければいけません。」と考えており、この教えは今の時代にも必要な力として重視されています。

近世人吉藩における本格的学問は、寛永年間（1624～1644）に当時の家老相良(さがら)清兵衛(せいべえ)頼兄(よりもり)が、自らの屋敷内に設けた学堂において、京都から招いた鈴木寿庵(すずき じゅあん)という易学者が講義を行ったことに始まります。

その後、第25代当主相良長在(ながあり)により学問・武芸の奨励を行いますが、第31代当主長寛(ながひろ)が、天明6年（1786）に藩校「習教館(しゅうきょうかん)」を創立しました。初代館長、東 白髪は、江戸の儒学者細井平洲の下で学んでおり、平洲の学風を受け継ぎ、藩内に儒学の教えを広めました。

また、天明(てんめい)8年（1788）には藩士の武芸道場として、“義(ぎ)に嚮(むか)う”（人の行うべき道すじに向かう）という意味の「郷義館(ごうぎかん)」も創設され、文武両道が奨励されました。習教館・郷義館とも数度の火災により場所を移転しながら再建され、幕末まで学問・武芸の中心であり続けました。東白髪による領内巡回講義に刺激され、庄屋・寺院・有識者の個人宅などで寺子屋が開設されるようになり、領民に学問への欲求が高まっていきました。

習教館設立者相良長寛が、享和元年（1801）に訓じた「習教館戒約(かいやく)」という趣意書があります。長寛は、「教え学ぶという“習教”の道が衰えれば、領内の政治も衰えることになる。だから、領民も役人も共に最初に立てた志を堅持し、子孫の代まで習教館が続くように、日々努力しなければならない」と説き、身分の上下や頭脳の良し悪しを問わず、人としての道理を身に付けさせようとした。

この“習教”の精神は、いつの時代でも価値を失いません。現代の人吉市に生きる私たちもこの精神を受け継ぎながら、新しい社会を切り拓いていく気概をもって成長していかなければなりません。



郷義館扁額（熊本県立人吉高等学校所蔵）



相良長寛肖像画（相良神社所蔵）

2 基本理念（教育理念）

この計画の目指すべき基本理念（教育理念）を次のとおりとします。

将来の夢や希望に向かって自らの可能性を高め、
人として生きる力を育み、心身ともに健康で豊かな
人生を送ることができる人づくり

教育は、わが国日本、そして私たちの郷土人吉の将来を創る営みであり、その将来を創る担い手である子供を中心においた人づくりです。

A I等の技術革新や少子高齢化、感染症拡大、国際情勢の不安定化など、予測困難な時代にあっても、夢や希望に向かって自らの可能性を高め、心身の健康や他者とのつながりを大切にしながら、誠実に学び続ける子供が育つ人吉市の教育を目指すべきであると考えます。その中核的な役割を担っていくのが学校教育です。安全・安心な環境で学び続ける力を育む学校でありたい。A Iやロボットでは難しい創造する力や他者と協働してチームで問題を解決する力を育む学校でありたい。そして、子供の「声」を聴き、誠実に子供とともに自ら学び成長する教師が育つ学校でありたいのです。

ただ、子供は学校の教育だけで育つわけではありません。範を示す大人が地域や家庭に必要です。子供の安全・安心と健やかな成長を願い、いくつになっても、どんな状況であっても、希望をもって活気と潤いのある環境を創り出す地域や家庭の大人が必要なのです。そのためには、教育・子育ての出発点である家庭において、基本的な生活習慣や自立心などの生きる力の基礎を身につけることが重要です。家庭・地域の教育力と学校の教育力が一体となった人吉の教育を推進することが、市民一人一人の学び続ける意欲を高め、自らの個性と能力を伸ばすことにつながると考えます。

また、このような「人づくり・地域づくり」のためには、郷土人吉への誇りや愛着が基盤となります。人吉の藩校「習教館」の教えを胸に刻み、人吉市の歴史や伝統を礎とした先進的な教育を推進しなければなりません。この進取の気概と文化・芸術に育まれる豊かな感性が、人を育て地域を発展させていくものだと考えます。

このように、人吉市の教育は、学校教育と社会教育、歴史と伝統を踏まえた文化芸術が一体となって推進されることが重要です。

また、全国的な課題となっている児童生徒数の減少や教員不足に伴う学校規模の適正化を踏まえた学校の統廃合についても検討する時期にきています。この問題は、市の図書館や文化・スポーツ施設等の問題と関連づけた総合的な視点で検討する必要があります。

このような基本的な考え方を基本として、本市では、将来の夢や希望に向かって自らの可能性を高め、人として生きる力を育み、心身ともに健康で豊かな人生を送ることができる人づくりを目指した教育を推進します。

3 教育目標

教育 目標

I 「知・徳・体」の調和のとれた生きる力を育む学校教育の推進

子供一人一人の個性を尊重してその能力を伸ばし、個人として、社会の一員として「知・徳・体」の調和のとれた生きる力を育む学校教育を推進します。

教育 目標

II 家庭・地域の教育力の向上と協働の推進

家庭や地域の教育力の向上に向けた取組みを推進するとともに、学校、家庭、地域社会が協働・連携して地域全体で子供を育む環境づくりを推進します。

教育 目標

III 生きがいを持って活躍できる生涯学習とスポーツ環境の整備

市民一人一人の豊かで幸せな人生と社会の持続的な発展を実現するために、生涯にわたって自発的に学び続けることを通して、生きがいを持って活躍できる生涯学習・スポーツ環境の整備を推進します。

教育 目標

IV 人吉市民としての誇り、郷土愛を育む歴史・文化環境の整備

豊かな自然とそれを背景に培われた歴史と文化を守り、市民が文化芸術に触れる機会や体験を通じて、人吉市民としての誇り、郷土愛を育む歴史・文化環境整備を推進します。

4 施策体系

教育目標	施策の基本方向	具体的施策
I 「知・徳・体」の 調和のとれた 生きる力を育む 学校教育の推進	(1) 確かな学力の育成	● I C T教育の推進 ● 人吉市立教育研究所の充実 ● 英語教育の充実 ● 指導力向上推進事業の充実
	(2) 豊かな心の育成	● 児童生徒人権啓発事業の推進 ● 「命を大切にする心」を育む事業の推進 ● 「道徳教育」の推進 ● いじめのない学校づくりといじめ問題への対応 ● 不登校の未然防止とその解消に向けた取組の推進 ● 読書活動の推進 ● キャリア教育の充実 ● 環境教育の充実 ● 文化芸術に親しむ環境づくり
	(3) 健やかな体の育成	● 学校保健事業の充実 ● 保健教育の推進 ● 防災・安全教育の推進 ● 食育の推進 ● 安全・安心でおいしい学校給食の適正な運営 ● 学校体育の充実
	(4) 特別支援教育の 充実	● 特別支援教育支援員の配置 ● 就学指導の充実 ● 特別支援教育総合推進事業の充実
	(5) 安全・安心で 良好な教育環境 の整備	● バリアフリー化やトイレ洋式化、照明LED化の推進 ● 学校規模適正化の検討
	(6) 就学前教育と小 学校以降の教育 との円滑な接続	● 幼・保等、小、中連携の推進
	(7) 子供たちの 学びを支える 環境づくり	● 日本語支援（指導）事業 ● 教育DXの推進 ● 教職員の働き方改革の促進 ● 奨学金制度の充実 ● 医療的ケア児への対応
II 家庭・地域の 教育力の向上 と協働の推進	(1) 家庭教育の支援	● 家庭教育学級事業の推進 ● 家庭での情報モラル教育の推進
	(2) 地域教育力の向上	● 社会教育関係団体の活性化 ● 地域教育の充実 ● 青少年健全育成事業の推進
	(3) 学校・家庭・ 地域社会の連携	● 地域学校協働本部事業の推進 ● こども王国保安官事業の推進 ● 部活動の地域連携や地域クラブ活動への展開

教育目標	施策の基本方向	具体的施策
Ⅲ 生きがいを持って 活躍できる 生涯学習と スポーツ環境の整備	(1) 学習機会・情報の提供	●継続的な学習機会の提供 ●公民館子ども講座の開催 ●学習情報の提供
	(2) 学習成果を生かす環境づくり	●発表機会の提供・拡充 ●学習成果の活用に関する体制整備
	(3) 人権教育の推進	●人権教育の推進及び啓発
	(4) 図書館機能の充実	●図書館蔵書の充実 ●図書館利用の促進 ●子ども読書活動推進計画の実践
	(5) 生涯スポーツ振興の推進	●スポーツ機会の充実 ●競技スポーツの振興
	(6) スポーツを通じた交流推進	●スポーツ大会の開催及び誘致 ●スポーツ施設の利用促進及び環境整備
Ⅳ 人吉市民としての 誇り、郷土愛を 育む歴史・文化 環境の整備	(1) 文化財の次世代への確実な継承、地域振興などへの活用	●指定文化財等保存活用と情報発信の充実 ●史跡人吉城跡などの保存活用整備
	(2) 人吉城歴史館の充実と活用	●常設展示・企画展示の充実 ●歴史学習支援及び歴史文化情報発信機能の充実
	(3) 広域的な歴史文化遺産の保存活用	●広域連携による日本遺産人吉球磨の活用
	(4) 文化芸術の各分野の振興	●犬童球溪顕彰音楽祭の開催 ●人吉球磨総合美展の開催
	(5) 文化芸術の拠点づくり	●文化芸術拠点及び支援体制の充実

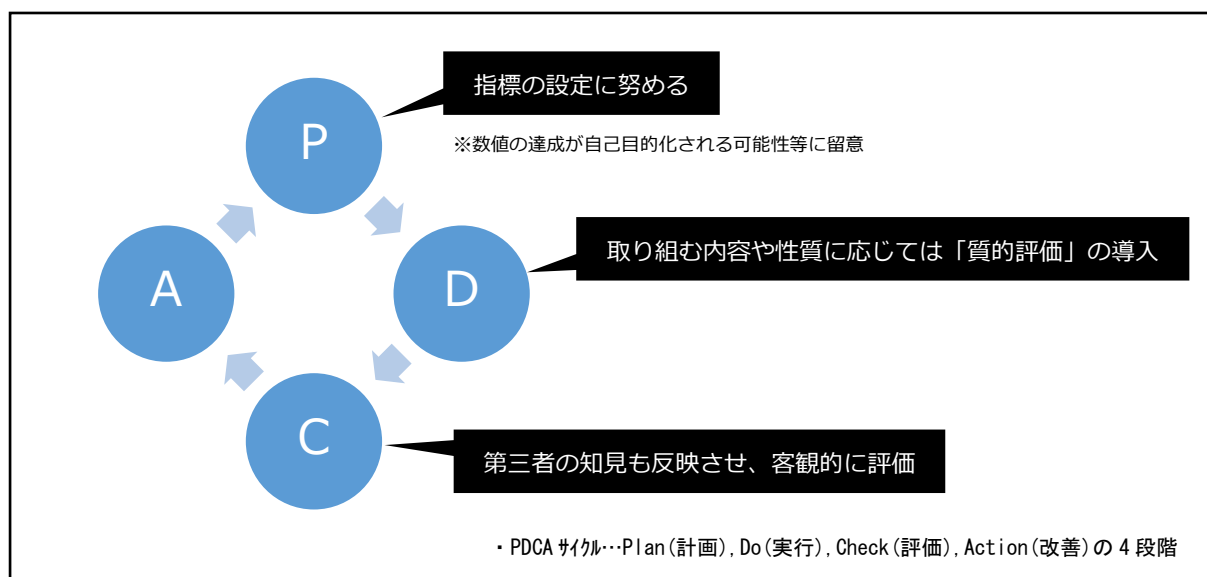
「計画的な推進のために」

第3次以降の計画の推進に当たっては、取組の効果検証において、効果が実証されている手法の活用に努めるとともに、「PDCAサイクル」の考え方に基づき推進しています。

そのための手法の一つとして、目標達成度を直接的又は間接的に測定するための指標を設定し、今後具体的に進めていきます。

併せて、取組む内容や性質によっては、関係者からのアンケートやヒアリングなどに基づいた「質的評価」等により、効果の検証を図っていく必要があります。

また、取組の評価に当たっては、引き続き「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に定められた点検・評価を行い、第三者の知見を反映させながら客観的な評価・検証を行います。



さらに、「第4次人吉市教育振興基本計画」を推進していくためには、学校とともに家庭や地域社会が各々の役割を果たし、協働・連携して施策を推進することや、教育行政だけでなく福祉分野をはじめとする様々な分野での連携も必要です。

総合教育会議などにより、市長と教育委員会の共通理解を深め、市長部局と協働し連携を図りながら総合的に計画を推進します。

(1)確かな学力の育成

すべての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現を目指します。

そのために、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力、その他の能力及び主体的に学習に取り組む態度を育成します。

具体的取組

●ICT教育の推進

ICT環境の充実を図り、1人1台端末の持続的な活用やネットワーク環境の更なる改善に取組み、校務DXの推進、ICT支援員の配置、教師のICT活用指導力の向上などGIGAスクール構想を更に推進していきます。

なお、GIGAスクール構想については、次のフェーズに向けて周辺環境整備を含め、ICTの利活用を日常化させ、人と人の触れ合いの重要性や発達段階、個人情報保護や健康管理等に留意しながら、誰一人取り残されない教育の一層の推進や情報活用能力の育成など学びの変革、校務改善につなげるために、家庭環境や利活用状況を把握しながら、指導力の格差解消、好事例の創出・展開を進めていきます。

さらに、端末の維持・更新に係る持続的な利活用計画に基づき、1人1台端末については、公教育の必須ツールとして、更新を着実に進めていきます。

●人吉市立教育研究所の充実

人吉市立教育研究所は、本市の教育に関する各種課題について調査・研究・研修を行い、教育関係職員の資質向上を図り、分かりやすい授業を展開し、児童生徒の学力向上を目的として、昭和32年に設立しています。教育研究を必要とする部会を設置して研究を進め、その時代に求められる喫緊の教育課題研究に努めます。

人吉市立教育研究所では、学力向上部会、英語教育部会、人吉地域学カリキュラム開発部会の3部会を組織し、人吉地域学カリキュラム開発部会は令和6年度から新たに設置した部会であり、総合的な学習の時間等を活用して人吉市の「ひと・もの・こと」に関わりながら、人吉市ならではの学びを創出するカリキュラム開発に取り組むこととしています。

●英語教育の充実

英語でコミュニケーションを図る資質・能力を着実に育成するため、教材・指導資料の配付やデジタルの活用によるICT機器の一層の活用促進、教職員の研修や専科教員・外国語指導助手(ALT)配置等を行い、学校指導体制を充実させるための取組を総合的に推進します。

第4章 I 「知・徳・体」の調和のとれた生きる力を育む 学校教育の推進

そのため、英語教育アドバイザーによる教職員の英語指導技術面における助言・指導に引き続き取組み、グローバル人材の育成に向けた教職員の英語指導力及び英語力の向上と併せ、児童生徒のコミュニケーション能力の素地の育成と学力向上を図り、4技能(聞く、話す、読む、書く)の充実に向けた課題解決に努めます。

なお、市独自の教職員研修会の開催や、市独自のテスト等も継続して実施をし、英語教育の充実に努めます。

また、ALTは2人体制を確保し、各小・中学校の外国語活動と英語の授業に合わせ、計画的に学校を訪問して、スピーキング、リスニングを中心とした指導の充実に努めます。

項 目	現状値(令和5年度)	目標値(令和10年度)
中学3年生英語検定受験者の割合	42.1%	50%

●指導力向上推進事業の充実

「人吉市学校教育課努力目標」の周知及び各学校における具体的実践事項の設定、実践が確実に行われるよう指導を行います。また、学校訪問や授業参観、校長会等を通して指導力向上推進事業の充実を目指していきます。

また、人吉市立学校に在籍する教員の授業(指導)力向上のため、令和5年度から配置している人吉市教育委員会に学校教育アドバイザーによる学校経営全般における助言、学校訪問による授業観察や校内研修における指導助言、授業改善のための研究開発などを通して、教員の授業(指導)力向上及び児童生徒の学力向上、社会状況の変化に対応する学校教育の質の向上を図る事業を引き続き展開していきます。

(2)豊かな心の育成

将来の産業構造の変化や高度情報化、国際化に対応すべく、子供一人一人の個性を尊重してその能力を伸ばし、豊かな人権感覚や人権意識を育むため、他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心、自然や美しいものに感動する心、正義感や公正さを重んじる心、勤労観・職業観など、子供たちに豊かな人間性と社会性を育むための教育の実現を目指します。

具体的取組

●児童生徒人権啓発事業の推進

一人一人を大切にしたい人権尊重の精神に基づき、豊かな人権感覚や人権意識を育むため、熊本県人権子ども集会への参加など、学校における人権教育の取組を支援するとともに、人権が尊重される授業づくりや人権に配慮した環境づくりを推進し、

第4章 I 「知・徳・体」の調和のとれた生きる力を育む 学校教育の推進

様々な人権問題についての基本的認識を深め、実践的指導力を高める研修の充実を図ります。

●「命を大切にする心」を育む事業の推進

生命の特性は偶然性、有限性、連続性など多様であり、学びの場をどう構成するのか、どのような指導内容・指導方法が効果的であるのかを追求し、「命を大切にする心」「自他を大切にする心」を育む教育活動を推進します。

また、毎年7月に「命を大切にする心を育む週間」を設定して道徳の授業を公開するなど、児童生徒の感性に訴えかけ、実感を伴う取組の充実に努めます。併せて、「命を大切にする心を育む授業」に取組んでいきます。

●「道徳教育」の推進

児童生徒の道徳性を養うことを目指した校内指導体制(校長の道徳教育基本方針の下、道徳教育推進教師を中心として、全教職員が共通の課題意識をもって取組む指導体制)の確立とともに、児童生徒自身が道徳的な価値を「考え、議論する道徳」の授業となるよう、研修の機会確保に努めます。

また、規範意識にかかわる道徳的実践の指導は、家庭や地域社会との連携を図って取組みます。

さらに、すべての小・中学校で、道徳教育用郷土資料「熊本の心」、平成28年熊本地震関連教材「つなぐ～熊本の明日へ～」(教材、DVD)を活用した授業実践を行います。

●いじめのない学校づくりといじめ問題への対応

「熊本県いじめ防止基本方針」及び「人吉市いじめ防止基本方針」に沿って、いじめの防止、早期発見、解消に取組み、「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりや、相手の気持ちを考える態度などを育み、楽しいと感じる学校づくりを進めます。また、児童生徒が互いの人権を尊重し、支えあう集団づくりに努めます。

さらに、いじめの早期対応と解消に向け、各学校に、いじめに関する情報集約担当者をおき、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家と連携した相談・支援体制の充実に努めます。小・中学校の継続性を保ちつつ、警察を含む関係機関との連携を図りながら、全校体制で一人一人の児童生徒の健全な成長、将来において自己実現を図っていく自己指導能力の伸長を目指した教育活動を推進します。

第4章 I 「知・徳・体」の調和のとれた生きる力を育む 学校教育の推進

●不登校の未然防止とその解消に向けた取組の推進

近年、不登校児童生徒数は、増加の傾向が続いています。早期に対応することが重要であるため、不登校対策については、教育相談を必要とする全ての児童生徒が適切な教育相談などを受けることができるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの外部専門機関及び人吉市教育支援センター、こども未来課等と連携し、不登校の早期支援の充実を図り、その改善に努めます。

併せて、すべての不登校児童生徒の学びの場の確保を行い、学びたいと思った時に学べる環境を整えます。

項 目	現状値(令和5年度)	目標値(令和10年度)
不登校児童生徒(人数は累計数) の割合	4.78%	1%以内

《第6次人吉市総合計画後期基本計画から》

●読書活動の推進

「読み、書き、話すなど言葉の教育」を重視し、児童生徒が言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていくうえで欠くことのできない活動であることを念頭に、学校図書充実のための支援と併せて、読書活動の推進とその習慣化に努めます。

●キャリア教育の充実

児童生徒が発達段階に応じた勤労観や職業観を身に付け、一人一人の夢や希望を大切にし、その実現に向けた主体的な生き方・進路選択ができるよう、児童生徒の発達段階に応じた組織的・系統的なキャリア教育の充実を図ります。

また、「学ぶこと・働くこと・生きること」の意義を実感できる教育活動の展開を目指したキャリア教育の推進を図り、小・中学校9年間を見通した計画(キャリア・パスポート)の作成及び活用を推進していきます。

●環境教育の充実

「学校版環境ISOへの取組」を実施し、県へ各学校の取組を報告します。また、この取組には、児童生徒及び職員の宣言項目に数値目標を設定する等の工夫を行うよう周知し、年度を通して円滑に進めることができるよう家庭や地域とも連携しながら啓発を行っていきます。

●文化芸術に親しむ環境づくり

文化芸術は、豊かな人間性を涵養し、創造力と感性を育む等、人間が人間らしく生きる糧となるものであり、子供たちの教育においても重要です。文化芸術を通じて、

子供たちの豊かな心の育成を図るため、子供たちが一流の文化芸術に触れる機会や地域において伝統文化等を体験する機会の確保、文化部活動の地域展開に向けた環境の一体的な整備を進めていきます。

(3) 健やかな体の育成

基本的な生活習慣を確立させるために家庭との連携を図り、食育を推進し、望ましい食習慣の形成を図ることにより健やかな体の育成に努める健康教育を推進します。安全・安心な食材の購入や旬の食材を積極的に取り入れ、地域の伝統や季節の行事にちなんだ給食を提供するための地産地消を推進します。

学校教育全体を通して、体力の向上と健康の保持・増進に努め、自ら運動に親しみ、体力を高める児童生徒の資質や能力の育成を図ります。

また、防災教育として、自他の命を尊重し、安全な行動がとれる児童生徒を育成するとともに、家庭や地域と連携した危機管理体制の強化に努めます。

・食育…子供たちに食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けさせるための教育

具体的取組

●学校保健事業の充実

学校保健事業は、学校における児童生徒や教職員の健康の保持増進を図ること、学校教育活動に必要な健康や安全への配慮を行うこと、自己や他者の健康の保持増進を図る能力を育成することなどを目的として実施しています。メンタルヘルスに係る健康問題、アレルギー疾患の増加、生活習慣の乱れ、感染症、未処置の歯科疾患など年々多様化・深刻化している健康課題に対応するため、学校内の体制を充実させるとともに、学校医・学校歯科医・学校薬剤師と連携して、保健事業の充実に努めます。

●保健教育の推進

児童生徒が学習し生活する場である学校において、健康で安全な生活を送ることができるように、そして、生涯にわたって健康で安全な生活や健全な食生活を送るために必要な資質・能力を育む保健教育を推進します。さらに、情報化の進展により、様々な疾病や健康情報、性・薬物等に関する情報の入手が容易になってきている現状を踏まえ、児童生徒が情報等を正しく選択し、適切な意思決定や行動選択を行うことができる力を育むよう啓発を行います。

第4章 I 「知・徳・体」の調和のとれた生きる力を育む 学校教育の推進

●防災・安全教育の推進

令和2年7月豪雨の経験を踏まえ、自他の命を尊重し、安全な行動がとれる児童生徒を育成するとともに、自助・共助の視点を養うために、体験活動を通じた防災教育や避難訓練を実施することで、児童生徒が自然災害を正しく理解し、自らの知識と的確な判断のもと、防災・減災行動を取り、身を守ることでできる力を育成します。

そのために、「学校防災教育指導の手引」を活用した授業改善と家庭・地域・関係機関等との連携・協働による取組や、歴史上最大級の災害から学んだことを、様々な教科の中で、子供たちの意識を高めていく防災教育の一層の充実を図ります。

併せて、心のケアが必要と判断された子供たちのため、学校へのスクールカウンセラーの派遣等、中長期的な視点に立って必要な支援を継続します。

●食育の推進

児童生徒に対しては、栄養教諭などの活用計画に基づき、栄養教諭などを各学校に派遣し、生涯を通じて健康に過ごすための食生活への理解を深めさせるとともに、食に関する正しい知識と実践力を身に付け、食べ物や「食」に関わる人々に感謝する心を育みます。また、「献立カレンダー」や「給食だより」などの発行を通じ、各家庭に食生活の重要性を訴え、保育園や認定こども園、幼稚園、地域(校区)住民などに向けた給食施設案内や試食会などの実施を通して、学校・家庭のみならず、地域に対しても食育への理解と推進を図ります。

●安全・安心でおいしい学校給食の適正な運営

食材の選定に当たっては、産地・原材料など業者との連携を図り、安全・安心な食材の購入に努めるとともに、給食に旬の食材を積極的に活用し、地域の伝統や季節の行事にちなんだ給食の提供に努めます。

また、食物アレルギー対応(除去食:卵(うずらの卵含む)、牛乳、乳製品、エビ、カニ、イカ、タコ)を行います。併せて、子育て世代の経済的負担軽減策を講じます。

徹底した衛生管理のもと、食中毒や異物混入等の給食事故の防止に努め、安全で安心な学校給食を継続的に提供していきます。

●学校体育の充実

体育・保健体育の授業の充実と運動に親しみ、主体的に体を動かすことの機会を充実させ、熊本県が示す「児童生徒のための運動部活動及びスポーツ活動の基本方針」及び「運動部活動の指針」を基にした適正な運動部活動とスポーツ活動を推進するとともに、学校教育全体を通して熱中症予防に努め、児童生徒の更なる体力向上を目指し、運動やスポーツをすることが好きな児童生徒の育成を図ります。

(4)特別支援教育の充実

発達障害などのある児童生徒は増加傾向にあり、一人一人の個性に応じた特別支援教育の必要性が求められています。基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力などを育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かして多様な人々との協働を促す特別支援教育の充実に努めます。

また、児童生徒一人一人の発達段階を考慮し、家庭との連携を図りながら、学習習慣が確立するよう配慮するとともに、創意工夫を活かした特色ある教育活動を展開することで、児童生徒の生きる力を育むことを目指します。併せて、障がいの有無にかかわらず、可能な限り共に学ぶことを追求する教育(インクルーシブ教育)システムの構築に向けて、特別支援教育の一層の充実に図ります。

具体的取組

●特別支援教育支援員の配置

通常学級に在籍し、発達障害などにより特別な支援が必要な児童生徒を支援するために、教員免許状などを有する特別支援教育支援員を平成20年度から継続して各小学校に配置しています。また、令和4年度からは中学校へも新たに特別支援教育支援員を配置して、一人一人の教育的ニーズに応える特別支援教育の充実に努めています。今後も必要な人員を確保するとともに、学校生活上の介助や学習指導上の支援などを継続して行います。

●就学指導の充実

人吉市教育支援委員会を設置し、学校関係者、医師会、特別支援学校、保健センター、こども未来課の関係者を委員として委嘱し年2回開催、次年度の就学指導該当について審議を行っています。そのために、各学校では、学校見学や就学指導委員会の実施、教育委員会では、こども未来課や保健センターなど関係機関との連携を図りながら、各学校の特別支援教育コーディネーターによる幼稚園、保育園、認定こども園などの参観や新入学児童に対する教育相談などを行うことで、就学指導の充実に図ります。

●特別支援教育総合推進事業の充実

特別な支援を必要とする幼児及び児童、生徒に対する支援体制の整備を図り、特別支援教育を推進することを目的とした事業として、市町村特別支援連携協議会を開催します。併せて、学校間交流や啓発、コーディネーター研修、巡回教育相談等の活動の充実に図ります。

(5)安全・安心で良好な教育環境の整備

学校施設は、児童生徒等の学習・生活の場であるとともに、災害時には避難所にもなることから、東日本大震災や熊本地震、令和2年7月豪雨災害の経験をもとに、安全の確保に努め、防災機能強化を図っていく必要があります。

また、施設老朽化の進行に伴う施設や設備の不具合が課題となっています。学校規模の適正化を検討しながら、トイレの洋式化やバリアフリー化等を推進し、誰もが使いやすく安全・安心で良好な教育環境の整備を進めていきます。

具体的取組

●バリアフリー化やトイレ洋式化、照明LED化の推進

学校施設は、障がいのある児童生徒等が、支障なく安心して学校生活を送ることができるようにする必要がありますとともに、災害時の避難所としての役割を担っていることから、バリアフリー化を一層推進する必要があります。指定避難所となっている学校でバリアフリースロープの整備・全ての学校でスロープ等による段差解消を進めていきます。

小・中学校施設トイレの洋式化を計画的に行い、トイレ環境の改善に取り組めます。

また、学習環境の改善と脱炭素化社会の実現に向けた環境負荷削減のため、教室等における照明器具のLED化について、導入手法を検討しながら進めていきます。

項 目	現状値(令和5年度)	目標値(令和10年度)
市内小・中学校におけるトイレの洋式化率	49.2%	75%

●学校規模適正化の検討

本市では、人口減少及び少子高齢化が進んでおり、学校規模適正化について検討を始める時期にきていると考えられます。それぞれの学校は子供たちの学びの場としてだけでなく、防災の拠点や地域コミュニティの場として機能しており、地域住民にとっても重要な施設であることから、保護者や地域住民の方々をはじめ幅広いご意見等をお聞きしながら、将来の市立学校のあり方について、多角的・総合的に協議検討をするための委員会等を立ち上げて、学校規模適正化を進めていきます。

(6)就学前教育と小学校以降の教育との円滑な接続

就学前教育と小学校以降の教育との円滑な接続に当たっては、幼児教育施設と小学校の両者が連携の意識をもち、教育実践を見合い、相互の共通理解を図ることが重要です。また、小学校以降で進められている教育の方向性は、子供それぞれの興味・関心や一人一人の個性に応じた多様で質の高い学びを引き出す観点から、幼児教育の「環境を通して行う教育」の考え方とつながっていると考えられます。

このような観点から、より効果的な教育実践に向け、幼・保等、小、中で協働した教育実践の研究・普及に取り組んでいきます。

具体的取組

●幼・保等、小、中連携の推進

将来の持続可能な社会の創り手を育成する観点から、目指す中学校卒業時の子供像について共通認識を図り、0歳から18歳までの学びの連続性を踏まえた幼児期から小・中学校9年間の成長・発達を見通した教育について見直すことによって、教職員の資質、指導力の向上を高めていきます。また、異年齢集団、異学年交流による学習や諸活動を通して、子供自身の戸惑いの減少につなげ、不適応や問題行動が減少することなど、より高い教育効果を期待して、学校・家庭・地域が連携し、継続した取組となるよう柔軟に進めていきます。さらに、令和5年に文部科学省から発出された『『幼保小の架け橋プログラム』の実施に向けての手引き』を参考にしながら、幼児教育と小学校教育の接続の改善を進め、継続的にスタートカリキュラムの見直しに取り組んでいきます。

(7)子供たちの学びを支える環境づくり

グローバル化や情報化、少子高齢化など子供を取り巻く環境が大きく変化するなか、現在及び将来の子供たちにとって、より豊かな教育環境を創造することが求められています。そのため、多様な変化に対応した教育環境を、中・長期的な展望に立ち、計画的に整備を進めるとともに、子供たちの将来が家庭の経済状況などによって左右されることがないように、支援の充実を図ることが必要です。

複雑かつ多様な課題に適切に対応することができるよう、教師の指導力の向上を図るとともに、学校、家庭、地域及び関係機関が連携した指導体制やICT教育の推進、教職員の働き方改革の促進に努め、環境づくりに努めます。

具体的取組

●日本語支援(指導)事業

外国人の親を持つまたは外国生活が長かったなど、外国にルーツを持つ子供たちに対し、日本語指導員を学校に派遣し、義務教育の段階で十分な日本語支援(指導)を継続して行います。

●教育DXの推進

ICTの活用による「主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善」の実現に向け、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的充実を図ります。そのため、小中学校における1人1台端末の確実な更新、授業支援ソフトやデジタル教科書などの有効活用、教職員のICT活用指導力の向上、ICT支援員の継続した派遣など、ICT環境の整備の取組を促進し、子供たちの情報活用能力の育成に努めます。

●教職員の働き方改革の促進

将来の予測が困難な時代に、未来に向けて自らが社会の創り手となり、持続可能な社会を維持・発展させていく人材を育成するためにも、その子供たちを最前線で支える教職員の健康を守り、常に教職員が肉体的、精神的、社会的に安定した状態であるために、引き続き業務の削減や効率化など学校と一体となった働き方改革を促進します。

●奨学金制度の充実

本市では向学心に富み、能力があるにもかかわらず経済的理由により修学困難な者に対して、その能力に応じた教育を受ける機会を与え、もって有用な人材を育成することを目的として、将来返還が必要な無利子の「貸与型」と、返還が不要な「給付型」の人吉市奨学金制度を設けています。

令和5年度には給付型奨学金の併給制限を撤廃し支給金額を増額するなど、利用しやすい制度へ見直しを行いました。今後も奨学金の安定運営に努めるとともに、広く制度を周知し、支援していきます。

●医療的ケア児への対応

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童生徒に対しては、個々の医療的ケア児の状況に応じ、共に教育を受けられるよう最大限に配慮しつつ、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」に基づき、学校において適切な支援を受けられるよう関係機関と連携した取組を進めます。

(1)家庭教育の支援

家庭を取り巻く環境が変化する中、全ての保護者が安心して子育てができるよう、家庭教育支援の取組を行うことが重要です。

教育の原点である家庭が教育に果たす役割を明らかにし、親としての自覚を高めるとともに、子供についての理解を深め、ともに学び、ともに育つ環境づくりが必要です。

そのため、家庭教育に関する情報や学習機会の提供、相談体制の充実などを通して家庭の教育力を高めるための支援を行います。

具体的取組

●家庭教育学級事業の推進

「家庭教育学級」を保育園、認定こども園、幼稚園、小・中学校を対象に、関係団体の協力を得て実施し、各年齢層に応じた子育てについて学習する機会の充実を図ります。

保護者だけでなく地域の方なども対象とし、より多くの方に学びの提供をするための広報活動や、個々に応じた運営への提案や情報提供などに努めます。

また、ホームページや広報など、様々な方法を通して、積極的な家庭教育・子育て支援に関する情報の提供に努めます。

項 目	現状値(令和5年度)	目標値(令和10年度)
家庭教育学級開催数	18 回(※令和元年度)	20 回
家庭教育学級参加者数	2,116 人 (※令和元年度)	2,200人
くまもと「親の学び」プログラム 講座実施回数	121 回	140 回
くまもと「親の学び」プログラム 講座参加者数	3,270人	3,400人

※家庭教育学級は令和2年7月豪雨災害・コロナ禍等の事情により、令和2年度から令和5年度まで開催実績がないため、令和元年度の数値を現状値として記載。

●家庭での情報モラル教育の推進

子供たちが安全・安心にインターネットを利用できる環境を整備するため、社会教育団体等と連携し、「人吉市ネットトラブルからこどもを守る宣言」の実践に向けた情報や学習機会の提供を行います。

併せて、インターネット環境の変化や進化の情報及び実情を把握し、「宣言」を実情に沿ったものに改定します。

(2)地域教育力の向上

少子高齢化や核家族化、ライフスタイルの多様化などにより、地域の付き合いが疎遠になることでその活力が低下する中、地域で活動する社会教育関係団体等の活動においても、新規加入者の減少や構成員の高齢化などの課題があります。

この状況は「地域の教育力」にも大きく影響し、地域で子供の成長を支えることが難しくなっています。

地域に求められることが多様化している中で「地域力」の向上を図るため、市民や社会教育団体等との協働を推進します。

具体的取組

●社会教育関係団体の活性化

社会教育関係団体(「人吉市子ども会育成連絡協議会」、「人吉市青少年育成市民会議」、「人吉市PTA連絡協議会」)の主体的な活動の推進を図るため、各団体へ助言や情報提供を行うとともに、連携・協働して社会教育事業の取組を推進します。

特に子ども会については少子化に対応した組織の在り方を検討しながら、子ども会活動の充実を図ります。

●地域教育の充実

各種団体に対し、先進的な取組事例の情報収集や発信を行うなど、創意工夫をこらした支援を図ります。

地域学校協働本部事業においては、「学校から地域へ」の協働活動に積極的に取組み、子供たちが地域に出る「地域貢献型の活動」につなげ、学校の外で多くの世代の方々と触合う機会を創出することで、その学びや成長につなげます。

●青少年健全育成事業の推進

「人吉市青少年育成市民会議」において、青少年を犯罪や非行から守るために、青色防犯パトロール車による巡回、イベント時の街頭パトロールを実施します。併せて「子ども110番の家」を設置します。

また、青少年の健全育成を目的に活動している各種団体を一堂に会して、それぞれの活動紹介や情報共有を行うことで、連携と交流を深めるとともに、一般向けに青少年育成に係る講演会を実施し、地域全体で青少年健全育成の気運を高めます。

項 目	現状値(令和5年度)	目標値(令和10年度)
6団体交流会参加者数	36人(※令和元年度)	40人
地域学校協働本部事業「学校から地域へ」への支援回数	統計無	5回

※交流会はコロナ禍等の事情により開催実績がないため、令和元年度の数値を記載。

(3)学校・家庭・地域社会の連携

学校の教育課程を通じて子供たちが社会とつながり、よりよい社会と自らの人生を創り出す力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現のために、学校と地域が連携・協働していく必要があります。

地域から学校への支援のみならず、学校から地域への協働活動を推進することで、学校・家庭・地域が一体となった地域づくりを目指します。

今後、少子化が進む中でも、子供たちが生涯にわたって豊かなスポーツ・文化芸術活動等に親しむ機会を持つことができるよう、中学校部活動地域移行に向けた検討や推進を一つの契機として、学校・家庭・地域の連携・協働によって、持続可能な環境整備に取り組んでいきます。

具体的取組

●地域学校協働本部事業の推進

「地域学校協働活動推進員(コーディネーター)」が、学校と地域の橋渡し役となり、学校のニーズの掘り起こしを行います。併せて、公民館講座の受講者へ啓発等を行うなど、「わくわくサポーター」※1の確保に努め、学校からの様々な支援要請に対応できる体制を構築します。

また、子供が地域住民とともに地域課題を解決したり、地域の行事に参画し地域づくりに関わるなど、学校と地域の双方向での連携・協力を強化し、学校運営協議会とも連携しながら、学校・家庭・地域が一体となって学校を核とした地域づくりを進めます。

※1 わくわくサポーター:旧名称 学校支援ボランティア。親しみやすい新名称を公募し令和6年10月に名称を変更しました。

項 目	現状値(令和5年度)	目標値(令和10年度)
地域学校協働本部事業支援数	479回	600回
地域学校協働本部事業延べ支援者数	2,088人	2,650人

●こども王国保安官事業の推進

こども王国保安官事業は、平成18年度に児童生徒の登下校及び各種行事における安全対策のため、人吉市老人クラブ連合会の協力を得てスタートしました。活動のシンボルとなっている黄色いジャンパーやベスト姿で元気にボランティア活動が行われています。

ボランティア全般に通じる課題として活動主体の人員確保が挙げられますが、本事業も今後の人員確保が課題となっており、個人やその他の組織の方々にも加入していただけるような仕組みを再構築していく必要があります。地域や社会教育団体との連携・協議を行いながら、本市らしい利他の精神を持った事業をなくさないよう、活動者の安全確保と地域で子供を見守る体制を継続していきます。

●部活動の地域連携や地域クラブ活動への展開

子供たちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保するため、中学校部活動の地域連携や地域展開を推進し、持続可能で多様な環境の整備を目指します。

令和7年度末までに休日の部活動の地域展開の完了を目指します。

令和8年度以降については、平日の部活動の地域展開について検討を進めていきます。

(1)学習機会・情報の提供

市民一人一人が生きがいを持って活躍できる生涯学習環境の整備を目指します。生涯学習は、自己成長と共に社会への適応力を高め、豊かな人生を送るために不可欠なものです。

学習者の求めに応じ、いつでも・どこでも・何度でも学べるよう多様な学習機会を提供するために、社会教育施設への行きやすさだけでなく、情報の取得のしやすさなども含めた、全ての市民が利用しやすい環境づくりが求められています。

また、多様な興味やニーズに応じた学習機会や情報の提供を心掛けるとともに、デジタル技術を活用した学習機会や情報を提供します。

具体的取組**●継続的な学習機会の提供**

社会の変化及び、子供から高齢者までの各ライフステージの特徴に応じた学習機会の充実を図ります。

公民館講座において、「成人講座」及び「子ども講座」を開設し、市民がいつでも・どこでも・何度でも学びたいときに、自らに合った講座を選んで学習できる機会を提供します。

●公民館子ども講座の開催

子供たちが地域への愛着と誇りを持ち、将来を担う人材として成長することを目的として、中央公民館や校区公民館事業において「子ども講座」を開催します。

学校教育では学ぶことができない体験活動や文化活動を通して、子供同士の交流を促進し、協調性やコミュニケーション能力などを育みます。

また、人と人とのつながりから地域への愛着を深めることができるよう、地域の人材や団体と連携した講座を実施します。

●学習情報の提供

近年、スマートフォンなどの普及により情報通信ネットワークを利用して情報を取得する人が増加しています。このような時代の変化に合わせ、これまでの広報紙や各校区の公民館だよりの紙媒体、市のホームページやデタポンの情報媒体に加え、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)等を活用し、生涯学習や社会教育に関する効果的な学習情報の発信に努めます。

項 目	現状値(令和5年度)	目標値(令和10年度)
公民館(コミセン)講座参加者数	6,103人	7,000人
講座へのオンライン申込者数	77人(令和6年度)	100人

(2) 学習成果を生かす環境づくり

一人一人が自らの学習成果を生かして、地域や社会の様々な活動に参加することで、自己成長を実感し、地域社会への貢献を通じて生きがいを見つけることができます。これらの活動は地域づくりと人材育成にもつながり、地域全体の活性化に寄与するものです。

ボランティア活動や地域活動など学習成果を実際に活用できる場を提供することで、学習のモチベーションを高めて、持続的な学びと人材の育成につなげます。

具体的取組

●発表機会の提供・拡充

公民館講座の閉講式において、地域住民参加のもと学習成果発表会を開催します。今後さらに、各種団体と連携し、市民への情報提供を積極的に行い、学習成果の発表機会の拡充を図ります。

●学習成果の活用に関する体制整備

生涯学習の成果を活用して、市民が地域社会に積極的に参画できる仕組づくりに努めます。

学びの場を通して人材育成を図るとともに、地域学校協働本部事業の「わくわくサポーター」登録を推進し、学習支援や学校行事への支援など学習成果の多様な活用を図ります。

項 目	現状値(令和5年度)	目標値(令和10年度)
「わくわくサポーター」登録者数	443 人	470人

(3) 人権教育の推進

すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法では、基本的人権を「人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、侵すことのできない永久の権利(第97条)」であると規定しています。

人権教育の取組を社会のあらゆる場面で推進して、多様性を尊重し、全てのひとが平等に学び、成長できる環境を目指します。多様な価値観を理解し共生社会を築く基盤とするために、互いの違いを理解し、尊重する心を育てる取組を推進します。

具体的取組

●人権教育の推進及び啓発

「人吉市人権教育推進連絡協議会」において人権教育を推進するための研修会を実施します。

また、人権作品を作成する中で、人権尊重の重要性について認識を深め、豊かな人権感覚を身につけること、優秀作品の展示を通して人権に対する啓発を図ることを目的として、「子ども人権作品展」を開催します。

「人吉球磨人権教育研究協議会」においても、人権教育及び啓発活動を推進するため講演会を実施します。

項 目	現状値(令和5年度)	目標値(令和10年度)
人吉市人権教育推進連絡協議会 研修会参加者数	66人	80人
子ども人権作品展 標語、ポスター、作文の出品数	204 点	250点

(4)図書館機能の充実

図書館は、身近に感じる知的社会基盤として、郷土資料や幅広い分野の専門的な資料を収集し、資料の整理などを行いながら蔵書の充実を図ります。併せて、「子ども読書活動推進計画」や「読書バリアフリー計画」の策定、実践により、子供や障がいのある方に対して読書に親しむ機会を創出することで、全ての市民の豊かな心が育める読書環境づくりを推進します。

具体的取組

●図書館蔵書の充実

地域図書館として郷土資料の積極的な収集を図るとともに、市民の課題解決を支援するための資料や読書バリアフリー法※1に基づく資料収集に努めるなど、資料の整理を行いながら、蔵書の充実を図ります。

併せて、幼児期からの読書習慣の育成のため、大型絵本などの幼児・児童向け図書や青少年向けのヤングアダルトジャンル※2の充実も継続して推進します。

※1 読書バリアフリー法 障害の有無に関わらず、すべての人が読書による文字・活字文化の恩恵を受けられるようにするための法律。さまざまな障害のある方が、利用しやすい形式で本の内容にアクセスできるようにすることを目指している。

※2 ヤングアダルトジャンル おおむね 12 歳から 18 歳のヤングアダルトが現に読み、あるいは読む可能性がある図書。図書館がヤングアダルトに対して用意する必要のある図書。

●図書館利用の促進

誰もが生涯を通じて気軽に読書を楽しみ、利用しやすい図書館を目指し、知的で魅力的な蔵書を揃え、他の図書館との相互貸借等も利用しながら資料を効率的に活用します。また、図書館だよりや SNS のコンテンツの改善に努め、インターネットを活用した蔵書検索や予約システムや、ユニバーサルデザインの視点を踏まえた読書環境の整備により利用者の利便性を向上し、乳幼児から高齢者まで全ての市民が安心して利用できる地域図書館を目指します。

●「子ども読書活動推進計画」の実践

人吉市図書館では令和3年度に令和4年度から令和8年度を計画期間とする「第4次子ども読書活動推進計画」を策定しました。

計画では、小・中学校及び高等学校において、読書活動が円滑に継続できるような取組の推進や、学校や地域ボランティアとの連携強化、読書活動推進ための啓発と広報を目的とした図書館まつり、童話発表大会などの様々なイベントの継続開催など、5つの目標を掲げているところです。

全ての子供たちが、どんな時でも、どんな場所でも自主的に読書活動ができるよう、この計画を着実に実践します。

項 目	現状値(令和5年度)	目標値(令和10年度)
市民一人当たりの貸出冊数	3.2 冊	3.4 冊
LL ブック蔵書数	35冊	50 冊
相互貸借等の冊数	137 冊	150 冊

(5)生涯スポーツ振興の推進

市民の健康意識やスポーツへの関心が高まる中において、市民の多様化するニーズに対応した健康づくりや体力づくりをサポートし、誰もが明るくいきいきと、活気ある生活を送れるように、スポーツやレクリエーションを気軽に楽しめる環境づくりを進めます。

さらに、競技スポーツ団体の組織強化や指導者の育成など、各種スポーツ団体の活動を支援することで競技力向上を図ります。

これらの取り組みをとおして、スポーツを通じたコミュニティ形成や人材育成を推進し、市民がより一層スポーツに楽しめる環境を構築していきます。

具体的取組**●スポーツ機会の充実**

子供から大人まで、高齢者や障がいのある人など、全ての市民がスポーツに親しむことができるように、人吉市体育協会、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、各種クラブチーム等の各種団体と連携し、多様なスポーツ機会の提供に努めます。

また、市民が安心・安全にスポーツに取り組めるように、けがや事故、熱中症等の予防、スポーツにおける暴力行為やハラスメント等の根絶のため、普及・啓発に取り組んでいきます。

●競技スポーツの振興

人吉市体育協会を通して、競技スポーツ団体の組織力強化と活動を支援し、競技力向上を図ります。

指導者の育成・確保と資質の向上を図るため、人吉市体育協会、スポーツ関係団体と連携して、各種研修会を開催します。

(6)スポーツを通じた交流推進

スポーツ大会の開催や誘致、スポーツ施設の整備と利用促進に取り組むことで、市民のスポーツへの関心を高め、交流の機会を創出します。

具体的には、各種のスポーツ大会の開催・誘致を推進し、市民にスポーツに親しむ機会を提供するとともに、市外からの来訪者を呼び込み、地域・経済の活性化を図ります。

また、スポーツ施設の計画的な改修により、安全で快適な環境を整備し、子供から高齢者まで、多くの市民がスポーツに親しめる場を確保します。

スポーツを通じた交流は、市民の健康増進や世代を超えた絆づくりにとどまらず、にぎわいの創出や地域の活力向上にもつながります。

スポーツの持つ多様な価値を最大限に活かして、市民生活の質の向上と魅力あふれるまちづくりを推進していきます。

具体的取組**●スポーツ大会の開催及び誘致**

スポーツ大会の開催や誘致への協力・支援に取り組み、市民のスポーツに親しむ機会を増やし、スポーツへの関心を高めるとともに、本市を訪れる方々の買い物や宿泊等による地域経済の活性化につなげます。

●スポーツ施設の利用促進及び環境整備

スポーツ大会の誘致を行うなど、関係機関及びスポーツ関係団体と連携し、スポーツ施設の利用促進を図ります。

老朽化しているスポーツ施設については、計画的に改修整備を進め、施設の長寿命化を図っていきます。

市民みんなが、快適に施設利用できるように、市民のスポーツニーズを踏まえながら、施設の整備、利用環境の向上を図ります。

(1)文化財の次世代への確実な継承、地域振興などへの活用

本市には、国宝青井阿蘇神社をはじめとする古社寺建築物、国指定重要文化財の願成寺阿弥陀如来坐像等の仏教美術や国指定史跡の人吉城跡及び大村横穴群、国指定重要無形民俗文化財の球磨神楽などに代表される貴重な指定文化財があります。さらに、地域で大切に守り継がれたお堂や祠、それらに祀られている神仏等、地域の心の拠り所となっている多くの未指定文化財も数多く存在しています。

これら貴重な文化財については、管理・継承等の担い手不足といった課題を踏まえつつ、適切な保存管理を行いながら、次世代へ確実に継承し、その価値を魅力ある地域資源として活用し、地域振興につながるよう、各種取組や支援を行います。

具体的取組**●指定文化財等保存活用と情報発信の充実**

指定文化財の上位指定、未指定文化財の指定や登録を進め、所有者・管理者の意向を踏まえ、熊本県教育委員会をはじめ関係機関の支援等を得ながら、文化財の適切な保存・管理活用を行います。

データベース化を行った市内全域の文化財悉皆調査等の基礎情報を活用し、未確認や未指定文化財のうち指定すべき文化財や保存すべき文化財について、さらなる情報の整理や情報共有を行い、保存管理や修理計画等の円滑な体制構築に努めます。

また、誇るべき文化財を魅力ある地域資源として磨き上げ、情報発信を充実していくことにより地域振興などへの活用を図ります。

項 目	現状値(令和5年度)	目標値(令和10年度)
文化財(国・県・市指定、国登録)の 災害復旧が進んでいる割合 (令和2年7月豪雨)	78%	100%

●史跡人吉城跡などの保存活用整備

市が管理する国指定史跡である人吉城跡や大村横穴群については、保存管理計画書に基づき、市民にとっては心のよりどころとなり、来訪者には本市の魅力を体感できるような史跡づくりを積極的に進めていきます。

史跡人吉城跡については、「史跡人吉城跡整備基本計画」に基づき魅力ある史跡整備に努めます。

また、策定から10年以上が経過した「史跡人吉城跡保存管理計画」については見直しを行い、新たな「史跡人吉城跡保存活用計画」の策定を目指します。

史跡大村横穴群については、「(仮)整備基本計画」の策定を目指し、史跡全体の更なる整備活用に向けて計画的に取り組めます。

(2)人吉城歴史館の充実と活用

人吉城歴史館は、令和2年7月豪雨災害を乗り越え、令和6年度中に人吉城跡のガイダンス機能を強化した施設にリニューアルする予定となっており、人吉城跡の情報発信及び来訪者や市民の歴史学習の拠点として、その存在意義はますます大きなものとなります。

これまでの市民の歴史学習成果を活かし、学校や地域の連携のもと、郷土の歴史学習支援の場及び魅力発信拠点として、より効果的な施設の活用法や展示のあり方を構築していく必要があります。そのために官民連携した組織体制を構築しつつ、施設機能をさらに充実させていく必要があります。

具体的取組

●常設展示・企画展示の充実

令和2年7月豪雨の被災により、人吉城歴史館の機能を見直し、史跡人吉城跡に特化したガイダンス施設としての活用を図ります。展示設備は、単に歴史資料を展示するだけでなく、体験要素を取り入れます。

また、歴史資料の展示については、出水期は災害対策として資料の展示を行いませんが、出水期以外の時期には常設展示や企画展示を行い、来館者にとって魅力ある施設となるよう取組みます。

さらに、計画的な施設設備の更新や、運営をサポートするボランティアの育成等に取り組む、人吉城歴史館運営の充実を図ります。

項 目	現状値(※令和元年度)	目標値(令和10年度)
人吉城歴史館年間来館者数	14,488人	16,500人

※豪雨災害以降人吉城歴史館閉館中のため、現状値は令和元年度のものを記載

●歴史学習支援及び歴史文化情報発信機能の充実

学校教育、社会教育のそれぞれの場で歴史文化を教育の素材とするために、本市の歴史文化を更に掘り起こしながら、価値が見える化及び資料化し提供します。

また、歴史文化をテーマにした講座などの研修、学校と連携した郷土学習の推進など、アウトリーチによる手法を交えつつ、それぞれの年代に応じた学習支援及び歴史文化情報の発信を行い、地域への誇りと愛着(シビックプライド)の醸成に取り組めます。

歴史遺産への造詣ある人材育成に取り組むことで、文化遺産の活用による魅力ある地域づくりを目指します。

(3)歴史文化遺産の広域的な保存活用

相良氏が長く統治した人吉球磨地域には、相良三十三観音巡りや球磨神楽、臼太鼓踊りといった信仰習俗や伝統芸能等の広域に継承される文化財が多くあります。これらは、石塔や古社寺など域内に多数点在している文化財と密接に絡み合い、互いが文化的なまとまりや、面的な広がりを形成しています。この相良700年の長い歴史に醸成された面的な広がりを持つ歴史文化は、現代の人吉球磨地域の人々の生活の根底にも受け継がれ、そのストーリーが平成27年度に日本遺産に認定されました。

人吉球磨全体に広がる貴重な歴史文化遺産を継承していくためにも、その魅力を域外に発信し、地域全体の活性化につなげることが重要です。人吉球磨が一体となり、広域的な歴史遺産を活用した地域づくりを行うため、関係団体と連携し、組織体制の強化を図ります。

具体的取組

●広域連携による日本遺産人吉球磨の活用

人吉球磨10市町村の官民が一体となり、人吉球磨定住自立圏協議会や人吉球磨日本遺産活用協議会、商観光分野の各団体等と連携した組織体制を再構築します。

この体制のもと、人吉球磨圏域内に多数所在する有形無形の文化財の広域的な情報の発信・共有及び保存と活用に向けた取組を行います。

具体的事例として、相良三十三観音巡り、球磨神楽や歴史的建造物等、広域にわたる文化遺産を面として捉え、文化的価値及び観光素材としての磨き上げと活用を図り、地域全体の活性化に取り組めます。

(4)文化芸術の各分野の振興

本市は、名誉市民である犬童球溪氏をはじめ多くの文化人を輩出しており、現在も文化活動が活発な地域です。昭和22年から続く犬童球溪顕彰音楽祭や昭和29年から続く人吉球磨総合美展は、音楽家や作家の育成に大きく寄与しています。令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症や令和2年7月豪雨災害などの影響を受けましたが、現在は災害等前の状況に戻り、今後も地域に根差した文化活動、人吉文化協会など各種文化団体に対する支援や市民参加型の各種芸術文化事業を継続し、人吉文化の創造を図ります。

具体的取組

●犬童球溪顕彰音楽祭の開催

市民の文化創造活動における成果発表の場として、郷土の偉人である犬童球溪氏を顕彰する「碑前祭」「個人コンクール(独唱・独奏)」「学校発表会」「音楽のひろば」等

を開催することにより、市民の豊かな心を育むとともに、音楽家の育成に寄与するだけでなく、学校音楽教育や社会教育と連動した音楽による地域文化の振興を図ります。

●人吉球磨総合美展の開催

人吉美術協会などとの協働のもと「人吉球磨総合美展」を開催し、市民の豊かな心を育むと共に、出品者や若手作家の育成を図ります。

また、優れた芸術に親しむことのできる歴史ある事業を継続していくため、運営体制の検討や出品者の拡充などを図ります。

(5)文化芸術の拠点づくり

カルチャーパレスについては、建設から40年が経過し、大ホールの利用中止など本来のカルチャーパレスの役割を果たすことができない期間が続いています。当面は会議室の充実や図書館の増床など、実施可能な対応から順次取組み、「文化の殿堂」としてのカルチャーパレスの在り方についても慎重かつ総合的に検討していきます。

具体的取組

●文化芸術拠点及び支援体制の充実

地域に根差した文化活動や、人吉文化協会など各種文化団体に対する支援、そして市民参加型の各種芸術文化事業を通じて、市民力となる人吉文化の創造を目指します。

教育委員会管理施設の今後の整備について

市所有の公共施設は、大規模改修が必要とされる築30年を超える建物が7割を超えており、教育委員会が管理する施設においても、昭和50年代に建てられたものが多く、老朽化が進んでいる状況です。

教育委員会の管理施設は、各施設の有する本来の機能のほか、自然災害が激甚化・頻発化している現状において、災害時の指定避難所としての重要な役割を担っています。災害時における活動を想定して必要な防災機能を検討し、機能強化を図っていく必要があります。

施設の維持保全については、耐震対策と長寿命化を図るための改修工事を基本としますが、改修時期が同時期になることも考えられることから、多額の費用が必要となることが想定されます。限られた財源の中、効果的に事業を推進するため、財源の確保に最大限努めるとともに、安全・安心な施設環境を確保しつつ、多様化するニーズに合わせた機能更新ができるよう、各施設の整備を進めていきます。

第5章 第3次人吉市教育振興基本計画推進の振り返り

I 「知・徳・体」の調和のとれた生きる力を育む学校教育の推進

(1)確かな学力の育成

■ICT教育の推進

主な成果・実績

国の「GIGAスクール構想」を受け、市内小・中学校における児童生徒のうち、小学校3年生以上に1人1台の端末を配備しました。また、授業をはじめとする学校での利用にとどまらず、家庭学習でも活用できる学習支援ソフトを導入しました。

今後の課題

子供たちがICTを有効に活用するために、教員のICT活用指導力の向上と併せ、教員の目が行き届かない場所で子供たちが端末を使う場面が増えることを踏まえ、情報モラル教育を充実させる必要があります。また、ICT教育をより一層推進していくためにも、端末を計画的・効率的に更新(入替え)していく必要があります。

■人吉市立教育研究所の充実

主な成果・実績

平成28年度より、「学力向上部会」「英語教育部会」「情報教育部会」の3部会において、それぞれ研究テーマを設定し、調査・研究に取り組んできました。本年度は、この研究の成果を九州内に広げる取組として、「学力向上部会」が「第74回研究発表大会熊本大会」にて発表し、その成果を共有することができました。

今後の課題

3部会の調査研究や市内小・中学校の教職員の指導力や資質の向上につながるよう、学習指導要領の改訂を見据え、児童生徒の実態を把握し、課題を明確にした取組となるよう努めていきます。そして、その取組が指導力向上に寄与し、分かりやすい授業を通して、学力の向上へと繋がるように努める必要があります。

■英語教育の充実

主な成果・実績

本市の英語教育の充実を図ることを目的とした英語教育アドバイザーの配置を行い、児童生徒の英語によるコミュニケーション能力の育成等や教員の英語力及び英語指導力向上、外国語指導助手(ALT)との連携等を積極的に行ってきました。

また、中学校英語検定チャレンジ事業補助金を交付し、英検という外部検定試験を活用して、英語力の底上げを図りました。

令和5年度における市内中学校3年生の受験者の割合は、42.1%でした。

今後の課題

英語が「好き」「分かる」児童生徒の育成に向け、言語活動を通じた指導の充実及び基礎的・基本的事項の確実な習得を図る授業改善の推進等を図っていく必要があります。

■指導力向上推進事業の充実**主な成果・実績**

年度初めに、各学校に「人吉市学校教育課努力目標」を周知し、各学校においては努力目標をもとに具体的実践事項を設定して、検証改善サイクルに基づいた取組を進めてきました。

また、教育委員会は、全学校の学校訪問及び授業参観等を通じて、各学校の取組状況について指導、助言及び支援を行いました。

今後の課題

「人吉市学校教育課努力目標」の周知及び各学校における具体的実践事項の設定、実践が確実に行われるよう指導を行う必要があります。学校訪問や授業参観、校長会等を通して、指導力向上推進事業のさらなる充実を図ることが必要です。

(2)豊かな心の育成**■児童生徒人権啓発事業の推進****主な成果・実績**

一人一人を大切にしたい人権尊重の精神に基づき、豊かな人権感覚や人権意識を育むため、熊本県人権子ども集会への参加(オンライン)など、学校における人権教育の取組を支援するとともに、人権が尊重される授業づくりや人権に配慮した環境づくりを推進し、様々な人権問題についての基本的認識を深め、実践的指導力を高める研修の充実を図りました。

今後の課題

熊本県人権子ども集会がオンラインでの実施になり、全学校・全児童生徒が集会に参加できるようになっています。この機会を活用し、人権意識を高め、組織的・計画的に取組むように校長会や教頭会等で働きかけることが必要です。

■「命を大切にする心」を育む事業の推進**主な成果・実績**

毎年7月に「命を大切にする心を育む週間」を設定し、各学校では、道徳の公開授業や「自他を大切にする心」を育む教育活動の実施が行われています。また、児童生徒の感性に訴えかけ、実感を伴う取組の充実が図られました。

第5章 I 「知・徳・体」の調和のとれた生きる力を育む 学校教育の推進

今後の課題

外部委託等による「命の授業」の開催については、行財政健全化計画など、市の財政状況を見極めながら事業実施を検討する必要があります。

■「道徳教育」の推進

主な成果・実績

「特別の教科 道徳」が実施され、児童生徒の道徳性を養うことを目指した校内指導体制の確立とともに、児童生徒自身が道徳的な価値を「考え、議論する道徳」の授業となるよう、研修の機会確保に努めてきました。すべての小・中学校で、令和5年度に道徳教育用郷土資料「熊本的心」、平成28年熊本地震関連教材「つなぐ～熊本の明日へ～」(教材、DVD)を活用した授業実践が行われました。

今後の課題

令和5年度道徳教育実施状況調査において、「道徳科における主体的・対話的で深い学び(考え、議論する道徳)の実現」に全学校が課題を持っていました。児童生徒自身が道徳的な価値を「考え、議論する道徳」の授業となるよう、研修の機会確保に向け、継続して啓発を行っていく必要があります。

■いじめ・不登校の未然防止とその解消に向けた取組の推進

主な成果・実績

人吉市いじめ問題対策連絡協議会を設置し、委員の委嘱及び協議を実施しました。また、「市内小・中学校不登校対策担当者会議」を年3回開催し、不登校状況にある児童生徒の解消に向け、学校支援アドバイザー等をはじめとする外部人的資源の積極的活用を推進しました。

今後の課題

令和5年度の定例報告によるいじめの認知件数は37件であり、すべて解消しています。しかし、本県で毎年12月に行われている「心のアンケート」の結果を受けて、認知件数が急増する傾向にあります。日ごろから、学校独自のアンケート調査や教育相談等を実施することで、未然防止だけでなく、早期発見・早期解決につながるよう校長会や教頭会等で積極的に働きかけていく必要があります。

不登校児童生徒は増加傾向にあり、学校教育の最重要課題であるといえます。不登校の未然防止とその解消に向けて、引き続き学校、市関係部署及び外部の専門機関と連携しながら、取組を強化していく必要があります。

また、誰一人取り残されない学びの保障に向けた環境整備及び支援に努めます。

■読書活動の推進**主な成果・実績**

児童生徒の夢や創造性を育む読書活動の推進のために、学校図書館の整備・充実、読書活動の推進と習慣化に取り組んでしました。

今後の課題

授業及び学校生活において、読書の楽しさや活用方法などを適宜伝えていきながら、児童生徒の興味関心を刺激し、そのためにも学校図書館の蔵書の充実を図っていく必要があります。

■キャリア教育の充実**主な成果・実績**

児童生徒が発達段階に応じた勤労観や職業観を身に付け、一人ひとりの夢や希望を大切に、その実現に向けた主体的な生き方・進路選択ができるよう、児童生徒の発達段階に応じた組織的・系統的なキャリア教育の充実を図りました。キャリア教育の年間指導計画の作成については、すべての小・中学校が、「基礎的・汎用的能力の育成の視点を取り入れて作成し活用している。」と回答しています。

今後の課題

「学ぶこと・働くこと・生きること」の意義を実感できる教育活動の展開を目指したキャリア教育の推進が図れるよう、小・中学校9年間を見通した計画の作成及び活用を推進していく必要があります。

■環境教育の充実**主な成果・実績**

毎年、「学校版環境ISOへの取組」を実施し、各学校の取組を報告しています。この取組には、児童生徒及び職員の宣言項目に数値目標を設定する等の工夫を行うよう周知し、年度を通して円滑に取組を進めるよう啓発を行ってきました。

今後の課題

毎年啓発し、取組状況の報告もしていますが、活動内容や取組状況が形骸化している面もあるため、家庭や地域とも連携した継続的な啓発が必要です。

(3) 健やかな体の育成

■学校保健事業の充実

主な成果・実績

小・中学校児童生徒に対し、学校医・学校歯科医及び養護教諭と連携した保健指導を実施しました。また、年2回教職員のストレスチェックを実施して、心身の変調に早期に気づく機会を創出しました。

今後の課題

情報化の進展により、様々な疾病や健康情報、性・薬物等に関する情報の入手が容易になってきている現状を踏まえたうえで、子供たちに必要な資質・能力を育む保健教育の実践について、より具体的に啓発していく必要があります。

■防災・安全教育の推進

主な成果・実績

令和2年7月豪雨の経験を踏まえ、自他の命を尊重し、安全な行動がとれる児童生徒を育成するとともに、危機管理体制の強化に努めました。危機管理マニュアルや学校安全計画等の見直しを行うとともに、計画に基づいた安全教育及び安全管理の充実に取り組みました。また、「学校防災教育指導の手引」を活用した授業改善と家庭・地域・関係機関等との連携・協働による取組を通じた防災教育の充実に努めました。

今後の課題

防災主任会議の場等を活用し、研修会や実践校の優良事例等の情報を共有し、さらなる防災意識の向上を図っていく必要があります。

■学校・家庭・地域が連携した食育の推進

主な成果・実績

栄養教諭等を各学校に派遣し、生涯を通じて健康に過ごすための食生活への理解を深めるとともに、地域や家庭と連携した農業体験や調理実習などを通じて子供たちが食に関する正しい知識と実践力を身に付け、食べ物や「食」にかかわる人々に感謝する心を育むことに努めました。

今後の課題

栄養教諭を活用した食育に係る授業数については、1か月につき、原則2時間までとしています。栄養教諭の給食センターでの業務も考慮すると、現状維持が最適だと考えますが、例年1月に活用が集中する傾向があるため、計画的・持続的な配慮が必要です。

■学校体育の充実**主な成果・実績**

体育・保健体育の授業の充実と運動に親しみ、主体的に体を動かすことのできる機会の充実に努めました。また、「運動部活動の指針」及び「児童生徒のための運動部活動及びスポーツ活動の基本方針」を基にした適正な運動部活動及びスポーツ活動の推進に努めました。

今後の課題

肥満傾向の児童生徒が増加していることや体力テストの結果を踏まえて、各学校では運動に親しむ機会を通して、児童生徒に運動することの心地よさや爽快感を与えるような取組を継続していく必要があります。

(4)特別支援教育の充実**■特別支援教育支援員の配置****主な成果・実績**

令和5年度は、特別な支援を必要とする児童生徒が在籍する市内小学校全6校と市内中学校2校に、合計19名の特別支援教育支援員を配置し、学校生活・学習両面での細やかな支援体制を確立することができました。また、担任の業務負担軽減と学級経営の安定化、職場環境の改善が図られ、より充実した支援体制を確保することができました。

今後の課題

特別な支援を要する児童生徒は増加傾向にあり、各学校からは特別支援教育支援員の増員の要望が多くなっていますが、求められる支援員の人材確保に大変苦慮している状況です。併せて、インクルーシブ教育の考え方を授業や学級運営に取り入れていく取組を推進していく必要があります。

■就学指導の充実**主な成果・実績**

特別な支援が必要である児童生徒の適正な就学を図るために、保健センターなど関係機関から情報提供をいただき、教育相談や調査委員会などの活動を実施しました。保育園等での出前講座等での保護者への啓発も進み、令和6年度の小学校就学を前にした保護者からの教育相談数は、46件でした。令和5年度は、人吉市教育支援委員会を3回実施し、障がいの種類及び程度に応じた適正な就学指導の充実を図ることができました。

今後の課題

関係機関と連携した情報収集と啓発活動を通じて、できる限り早期に医療機関をはじめとした関係機関に繋ぎ、児童生徒の教育的ニーズに応える体制を構築する必要があります。

■特別支援教育総合推進事業の充実**主な成果・実績**

特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒に対する支援体制の整備を図り、特別支援教育を推進することを目的とした事業として、市町村特別支援連携協議会(人吉市特別支援連携協議会全体会2回、研修会1回、実務担当者会2回、コーディネーター等会議2回、地区コーディネーター会議各校区各2～4回、巡回相談11回(5校):令和5年度実績)を実施しました。学校間交流や啓発、コーディネーター研修、巡回教育相談等の活動の充実を図ることができました。

今後の課題

一貫した指導・支援を提供するために、個別の教育支援計画等による確実な引継ぎを行い、継続した指導と啓発に取り組んでいく必要があります。また、巡回教育相談についても学校によって温度差があることから、今後も継続的に啓発していく必要があります。

(5)安全・安心で良好な教育環境の整備**■バリアフリー化やトイレ洋式化、照明LED化の推進****主な成果・実績**

平成28年度から令和元年度にかけて、市内小・中学校体育館の照明LED化及び耐震化を完了しました。

トイレの洋式化率は49.2%(令和5年度末)となっていますが、全ての小・中学校体育館に1箇所以上の洋式トイレを整備しました。また、東間小学校に多目的トイレを整備しました。

今後の課題

校舎の照明LED化は部分的にしか進んでいないため、今後の整備方法について検討を進めていきます。

小・中学校施設トイレの洋式化を推進し、トイレ環境の改善を図ります。

■小・中一貫教育、学校規模の適正化の検討**主な成果・実績**

今後の児童生徒数の減少を鑑み、市長を議長とする総合教育会議を開催し、学校規模の適正化の検討を進める必要性について、教育委員とも共通認識を図りました。

今後の課題

学校規模の適正化についての検討は、検討委員会を立ち上げるなど、有識者や市内の関係部署とも連携して進めていく必要があります。

■給付型奨学金制度の創設・運営**主な成果・実績**

企業や市民からの寄附金を財源として、令和3年度に入学時祝い金として支給する給付型奨学金制度を創設し、令和4年度：8名、令和5年度：7名に支給を行いました。

令和5年度には併給制限を撤廃し支給金額を増額するなど、条例・規則を改正して、より利用しやすい制度へと見直しました。改正後の令和6年度には、4名の奨学生に奨学金を支給しています。

今後の課題

持続可能な制度とするため、広く制度を周知し、財源の確保に努めていく必要があります。

奨学金を必要としている学生に情報が届き、活用してもらえるよう、市広報誌やホームページへの掲載をはじめ、学校や関係機関等とも連携し、事業の周知徹底を図っていく必要があります。

(1)家庭教育の支援

■家庭教育学級の推進

主な成果・実績

令和3年度は、幼稚園・こども園・保育園から7園、小学校6校・中学校3校において、21回の「家庭教育学級」を開催しました。子供と保護者を合わせて、278人の参加がありました。

令和4年度及び5年度は、庁内の事業見直しにより休止していましたが、令和6年度は、幼稚園・こども園・保育園から7園と、全部の小・中学校で実施を予定しています。

今後の課題

年度ごとに対象の実施園・校において「家庭教育学級」の実施をしていますが、参加者数が伸び悩んでいます。開催の日時や内容の工夫のほか、日ごろから学校に協力をしている地域の方にも参加していただくなど、学習の機会を生かす施策が必要です。

■子ども・子育て相談の充実

主な成果・実績

平成26年度から学校教育課に配置された「子ども・子育て相談員」が中心になって取組んでおり、令和5年度の相談件数は延べ56件でした。保護者や学校から、電話や来庁による相談をはじめ、悩みの傾聴やアドバイスだけでなく、相談員による不登校児童生徒宅への訪問、保護者と学校との話し合いへの同席、授業の見守り、学習支援などを行うなど積極的な活動を行いました。

今後の課題

令和6年度からの「こども未来課」の創設に伴い、「子ども・子育て相談員」は、「子ども家庭支援員」と名称を変更しました。また、業務内容についても福祉関係の支援業務が主となりましたが、これまでどおり教育と福祉の関係者が連携を図っていく必要があります。

(2)地域教育力の向上

■社会教育関係団体の活性化

主な成果・実績

「人吉市子ども会育成連絡協議会」、「人吉市青少年育成市民会議」、「人吉市PTA連絡協議会」は各年度補助金を交付し支援を実施しました。(コロナ禍により活動を縮小し、補助金を返還した年度もあります。)

今後の課題

各社会教育関係団体は主体的に活動をしています。今後も求めに応じた情報提供を行いながら、協働・連携を図っていきます。

■地域教育の充実

主な成果・実績

令和2年7月豪雨で被災した東西コミュニティセンターの復旧工事が令和5年3月に、西瀬コミュニティセンターの移転新築工事が令和6年3月に完了し、いずれも工事完了の翌月から供用が開始されました。

上記コミュニティセンターにおいては、供用開始までの間、その校区内の自治公民館及び市の施設で公民館講座(成人講座及び子ども講座)を実施することができました。

「地域学校協働本部事業」は、中学校区ごとに年3回の支部会議を開催し、支部の代表からなる本部会議を年に3回開催することで、情報の収集や共有を図ることができました。

今後の課題

校区公民館における世代間交流の施策は、コロナ禍の影響もあり進みが遅れています。

既存事業である公民館講座や校区民体育祭などを発展させながら、学習活動を通じた仲間づくりや世代間交流の促進を図っていく必要があります。

■青少年健全育成事業の推進

主な成果・実績

人吉市青少年育成関係「6団体交流会」:令和3年度に1回実施。

街頭パトロール:毎年おくんち祭り、人吉花火大会当日に実施。(令和3年度はおくんち祭りが神事のみだったため実施していません。)

青色防犯パトロール:令和3年度から令和5年度に63回のパトロールを実施しました。(実施計画に基づいたパトロールカーによる巡回及び、校門での立哨活動、不審者情報などに基づいたパトロール)

市民向け講演会・家庭ふれあい事業：令和4年度・5年度に各1回実施、令和6年度も実施予定。

今後の課題

人吉市青少年育成関係「6団体交流会（人吉市子ども会育成連絡協議会、人吉市児童生徒生活指導連盟、人吉市民生委員児童委員協議会、人吉市PTA連絡協議会、人吉地区少年警察ボランティア連絡協議会、人吉市青少年育成市民会議）」はコロナ禍の影響もあり令和4年・5年と開催できませんでした。各団体の連携のためにも、年1回の実施を目指します。

(3)学校・家庭・地域社会の連携

■地域学校協働本部事業の推進

主な成果・実績

令和3年度から令和5年度において、市内の全小・中学校で学習・生活安全確保・部活動・環境整備・学校行事に係る1,529回の支援を実施しました。

支援者の延べ人数は3年間で5,971人となっており、毎年増加しています。令和6年度も、昨年度以上の支援を予定しています。

今後の課題

「地域学校協働本部事業」において、地域から学校への支援は年々充実してきましたが、学校から地域への協働活動が課題となっています。双方向の連携・協働によってこそ、地域教育の充実した持続可能な地域コミュニティの形成ができることから、学校から地域への協働活動の進め方について、検討を進める必要があります。

■こども王国保安官事業の推進

主な成果・実績

令和3年度に15周年記念大会を開催しました。老人クラブを中心としてきた活動ですが、保護者等にも活動の幅が広がっています。人吉市らしい利他の精神を持った事業として、地域ぐるみで子供たちに関わり見守り育てていく環境づくりを推進しています。不審者情報の減少や大きな交通事故の未発生に効果が出ており、その実績は市内外ともに認められています。

今後の課題

児童生徒を見守り育てていく本事業は、老人クラブを中心に市内小・中学校の登下校時に行われていますが、老人クラブ加入者数の減少に伴い人員確保の課題が上がっており、継続が危ぶまれている状態です。今後は社会教育事業の中において、地域での活動の一環として各種団体と連携・協議していく必要があります。

■幼・保等、小、中連携の推進

主な成果・実績

幼児期から小・中学校9年間の成長・発達を見通した教育について、関係機関との協議を年に3回実施してきました。この協議の中で、毎年見直しを図りながら、幼・保等と小学校をなめらかに接続するための「スタートカリキュラム」の作成及び実践を全小学校で行っています。また、小・中連携教育を推進するために、児童生徒の交流学习にとどまらず、授業研究を小・中学校合同で行うなど教職員の交流も計画的に実施しています。

今後の課題

「中1ギャップ」という表現のように、小6から中1に至る過程に大きな「壁」や「ハードル」が存在し、それが問題を引き起こしているかのようなイメージが抱かれがちではありますが、多くの問題が顕在化するのは中学校段階からだとしても、実は小学校段階から問題が始まっている場合が少なくありません。令和5年に文科省から発出された『幼保小の架け橋プログラム』の実施に向けての手引きを参考にしながら、スタートカリキュラムの作成に取り組んでいく必要があります。

(1) 学習機会・情報の提供

■継続的な学習機会の提供

主な成果・実績

令和3年度から令和6年度4か年に、各校区公民館において、「成人講座」を131講座開講実施し、1,441人が受講しました。(令和6年度は、現在開講中)

また、校区公民館独自で、地域のニーズに沿った「短期講座」を開講しました。

今後の課題

コロナ禍以前の公民館講座の参加者数に戻っていない状況です。コロナ禍において外出を控えることが多かったことや、これまで参加していた受講者が高齢化したことも原因と考えられます。

子供や子育て世代など、それぞれの世代へ向けた講座なども検討する必要があります。また、受講希望者のニーズに基づく新規講座の企画・運営と、新しい層の受講生の開拓が求められます。

■公民館子ども講座の開催

主な成果・実績

令和3年度から令和6年度の4年間に、各校区公民館において、「子ども講座」を41講座開講し、409組の参加がありました。(令和6年度は、現在開講中)

子供だけで参加する講座のほか、親など保護者と一緒に参加する講座を実施しています。

今後の課題

講座によっては定員に達しないものもあったことから、令和6年度に実施した公民館講座アンケートの結果を参考にしながら、講座の内容や時間帯など、住民のニーズに合った講座を検討する必要があります。

■学習情報の提供

主な成果・実績

公民館講座の募集などについて、人吉市ホームページや、人吉市公式 SNS を活用しています。

令和6年度は公民館講座の応募の WEB 受付を開始し、特に子ども講座は WEB から多くの参加申込みがありました。

今後の課題

令和6年度の講座申込みから、WEB による申込みを開始したところ、特に「子ども

講座」においては、WEB からの申込みが多数ありました。しかし現状では、参加費の支払いまでは電子化していません。参加費の支払い方法を検討し、平日に仕事をしている保護者や参加者が、申込みをしやすい環境を整備する必要があります。

(2) 学習成果を生かす環境づくり

■発表機会の提供・拡充

主な成果・実績

各校区において公民館講座の閉講式で学習発表会や展示発表を行い、受講生だけでなく、受講生の家族や地域住民にも参加を呼びかけ、観覧してもらいました。

今後の課題

学習成果を発表する機会の拡充を図るために、積極的に情報発信し、各種団体との連携を行いながら、祭りやイベントなども含めて学習成果を発表する場を確保していく必要があります。

また、学習した成果を活用する場として、ボランティア登録を推進することで学校支援等にもつなげていきます。

■学習成果の活用に関する体制整備

主な成果・実績

公民館講座の受講者が新たな指導者となって、開講している講座があります。

公民館講座の学習の成果を生かしながら、講座で公民館に集まることによって人と人とのつながりができ、各種ボランティアへの登録や参加につながっています。

今後の課題

「地域学校協働本部事業」との連携により、公民館講座の参加者に対して、「わくわくサポーター」(ボランティア)の登録を積極的に行う必要があります。

(3) 人権教育の推進

■人権教育の推進及び啓発

主な成果・実績

「人吉市人権教育推進連絡協議会研修会」を令和5年度、6年度に1回ずつ開催し、延べ107人の参加がありました。(令和3年度、4年度はコロナ禍の影響で中止)

また、「人吉球磨人権教育研究協議会研究大会」の分科会(人吉ブロック 社会教育部会)において、令和3年度～令和5年度に1回ずつ講演会を開催し、延べ100人の参加がありました。令和6年度も引き続き開催します。

今後の課題

「人吉市人権教育推進連絡協議会研修会」、「人吉球磨人権教育研究協議会研究大会」においては、参加者のほとんどが参画団体の会員からとなっています。多様性の尊重が重要な昨今、参加者の幅を広げることが課題となっています。

(4)図書館機能の充実**■図書館蔵書の充実****主な成果・実績**

地域の図書館として文化教養・市民の課題解決を情報提供により支援するため、専門的な資料の収集・整理を行い、蔵書の充実を図りました。また、「こども図書館」の開館に伴い、郷土資料等の書架を拡張し、さらに郷土偉人コーナーを設置することができました。

年度・種別	一般書	児童書	郷土書 (一般・児童)	(うち YA 書)
令和2年度	62,104 冊	29,588 冊	11,810 冊	(952 冊)
令和3年度	62,689 冊	29,903 冊	12,136 冊	(1,048 冊)
令和4年度	63,960 冊	30,552 冊	12,286 冊	(1,139 冊)

課題解決のための専門的な書籍のほか、読書離れの傾向が強い年齢を対象とした「ヤングアダルト」図書など発達段階に応じた良質図書を幅広く収集、提供しました。併せて、点字絵本や誰もが読書を楽しめるように工夫して作られた、やさしく読みやすい本である「LLブック」は出版数が少ない中、積極的に収集しました。

また、「こども図書館」を開館したことにより図書館面積が156.25㎡増床しました。これにより、「郷土の偉人コーナー」を開設することが可能となり、郷土資料の配架を大幅に増やすことができました。

今後の課題

小学生から中学生、また、中学生から高校生へと年齢が上がることに伴い読書離れの傾向が多くみられることから、YA「ヤングアダルト」ジャンルの充実を図り、各学校段階での読書活動を繋いでいく支援が必要です。

国の読書バリアフリー法が施行され、視覚による表現の認識が困難な者の読書環境を計画的に充実させるために LL ブックや録音図書等の視覚障がい者等が利用しやすい書籍等(以下「アクセシブルな書籍等」という。)の提供が必要です。

■図書館利用の促進**主な成果・実績**

「七夕お楽しみ会」や、「図書館まつり」、「人吉市童話発表大会」などを開催し、子供はもちろん保護者や地域の方々にも楽しんでいただき、図書館の更なる利用促進を図ることができました。

併せて、「こども図書館」を開館したことにより、読書や学習を行うための静寂空間と児童コーナーの分離が図られ、子供を連れていても保護者が安心して図書館を利用することが可能となりました。

今後の課題

子供から障がい者まで全市民が生涯にわたり等しく読書を通じて文字・活字文化の恩恵を受けることが重要です。アクセシブルな書籍等により市民が利用しやすい体制を整えていく必要があります。

学校での情報通信技術(ICT)の環境整備に伴い、図書館としての支援、また、ICTを活用して図書館が遠い方も利用できる体制も検討していく必要があります。

■子ども読書活動推進計画の実践**主な成果・実績**

全ての子供たちが、どんな時でも、どんな場所でも自主的に読書活動を行うことができるよう、令和3年度に「子ども読書活動推進計画」を策定しました。

計画に掲げた「ブックスタート」や「人吉市童話発表大会」、「読書感想画コンクール」などを通じ、子供の読書活動の推進を図りました。

今後の課題

少子化により子供たちの図書館利用も減少傾向にあります。また、新型コロナウイルス感染症が第5類へ移行しましたが、以前のようなイベントへの参加等が厳しくなっています。今後は「第4次人吉市子ども読書活動推進計画」に基づき、創意工夫しながら、読み聞かせに関する情報発信や、図書館を調べ学習の場として活用する等の日ごろから読書に親しむ習慣がつくような魅力ある取組を実施していく必要があります。

■図書・読書に関する情報の提供**主な成果・実績**

ホームページやフェイスブック等を活用して、図書館だよりの電子媒体の提供やイベント開催、毎月の本の特設コーナー状況、臨時休館のお知らせ等について図書館活動の情報発信・提供を行いました。また、インターネットやスマートフォン等による蔵書検索や貸出本の予約も利用が増えています。

今後の課題

ホームページやフェイスブック等を活用し、さまざまな図書館活動を図りながら、インターネット等のメディアの利用者層から、利用していない層へも口コミがつながるような魅力のある情報発信・提供を図っていく必要があります。

(5)生涯スポーツの普及・振興**■生涯スポーツ活動の機会の提供****主な成果・実績**

市民のスポーツ機会の充実のため、人吉市体育協会や総合型地域スポーツクラブ、各種スポーツクラブと連携し、スポーツ情報を収集し、市のホームページやSNS等を通じて、広く市民にスポーツ関連情報を提供しました。

また、本市主催のスポーツ事業として、市民早起きソフトボール大会と人吉駅伝大会があります。両大会ともにコロナ禍や豪雨災害等の影響等から、令和3年度及び令和4年度は中止しましたが、令和5年度には開催できました。

令和5年度においては、市民早起きソフトボール大会は延べ6チーム・延べ110人の参加申込があり、人吉駅伝大会は26チーム188人の参加申込がありました。

今後の課題

少子高齢化に伴う人口減少の進展を見据えて、世代を超えて住民のスポーツ普及・振興を目指す必要があります。

そのため、今後もスポーツ情報の積極的な発信により、市民の生涯スポーツに対する関心喚起を図りながら、高齢者に適したスポーツ情報の提供、若年層の参加促進、住民ニーズの変化への対応などに取組んでいく必要があります。

■人材育成と指導体制の充実**主な成果・実績**

NPO法人人吉市体育協会を通して、各種競技団体で大会を開催してもらう人吉市民体育祭の開催を支援するなど、スポーツ団体の育成に努めました。

<人吉市民体育祭の実績>

令和3年度	6種目団体	延べ参加者219人
令和4年度	13種目団体	延べ参加者 915 人
令和5年度	15種目団体	延べ参加者1,124人

今後の課題

指導者の高齢化と後継者不足、指導者の確保、指導者の質向上などが今後の課題として挙げられます。

後継者不足を解消するために、若手指導者の発掘を図り、優秀な指導者の確保のために、報酬や待遇改善などの周知啓発をし、指導者の質向上のために、研修機会の提供の取組を進める必要があります。

■総合型地域スポーツクラブ事業の拡充

主な成果・実績

コロナ禍に加え、令和2年7月豪雨の影響により、スポーツ施設の休館等が続き、活動ができなかったことから、大きく会員数を減らしています。コロナ禍明けとなった令和5年度から徐々に活動を再開していったものの、クラブ事業は低迷しました。

<クラブの教室・会員数の推移>

令和3年度	9教室	会員56人
令和4年度	8教室	会員62人
令和5年度	9教室	会員77人

今後の課題

クラブ活動を活性化させていくためには、まずは、会員数の回復を図っていく必要があります。

そのため、広報活動の強化や新たな教室・プログラムの提供など、新たな施策を検討・実施し、事業を拡充していく必要があります。

■人吉市小学校社会体育活動の充実

主な成果・実績

市内小学校6校の体育館等にて学校単位の世界体育活動(愛称「モリスポ」)を実施した。参加申込のあった児童に対して運動の機会を提供し、児童の体力強化と健康増進につなげることができた。

<参加児童数の推移>

令和3年度	令和4年度	令和5年度
85人	127人	174人

今後の課題

活動終了後にアンケートを実施しているが、アンケートの結果から多くの児童に運動する楽しさや喜びを実感できる環境を提供できています。

子供のうちから運動習慣を身につけることは、運動能力の向上だけでなく、将来的な健康増進にもつながっていくことから、子供の身体活動の重要性に関する保護者の意識を高め、参加率を向上させていく取組は引き続き必要であると考えています。

本事業を一つのきっかけとし、家庭や地域が一体となって、子供の運動機会の創出をしていく気運を高めるような取組も必要です。

(6)スポーツを通じた交流推進

■ひとよし温泉マラソンの実施検討

主な成果・実績

令和3年度から令和5年度までは、令和2年7月豪雨による大会コース被災などの影響により、実走大会は中止しました。

ただ、令和3年度については、オンラインマラソンとして大会を開催し、317人の申込がありました。一部の参加者は当市にお越しいただき走っていただいたようですが、実走大会を開催していたときと比べると、地域間の交流や地域の経済・社会の活性化には、あまり寄与できませんでした。

今後の課題

令和5年度からマラソン実行委員会内で、大会復活開催に向けて様々な検討を進めてまいりました。令和6年度は大会を復活させることで決定しましたので、大会を通して見えてくる課題などを整理し、今後、よりよい大会にしていけるよう、改善していく必要があります。

■スポーツ施設の利用促進及び環境整備

主な成果・実績

人吉市体育施設については、令和元年度以前は、年間20万人を超える利用が 있었습니다。しかしながら、コロナ禍と令和2年7月豪雨災害の影響から、令和3年度には利用者数が以前に比べ大幅に減少しました。その後、徐々に利用者数は回復し、令和5年度は、新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、影響が小さくなったことから、令和元年度に近い利用者数実績となりました。

<利用者実績>

令和3年度	令和4年度	令和5年度
94,673 人	155,930 人	191,025 人

今後の課題

体育施設の多くが建築時から相当の年数が経過しており、老朽化が進んでいることから、計画的に修繕や改修等を進める必要があります。

また、利用促進を図るため、市民のスポーツニーズを踏まえながら設備等の充実にも努めていく必要があります。

(1)文化財の次世代への確実な継承、地域振興などへの活用**■指定文化財等保存活用と情報発信の充実****主な成果・実績**

令和3年度以降は、令和2年7月豪雨災害を契機とした文化財の災害復旧事業を主として実施しました。

◇令和3年度～5年度における新規指定・新規国登録文化財の数

国登録：3件 県指定1件(市指定文化財の上位指定)

◇文化財保全のための事業数(未指定文化財も含む)

令和3年度	18件 (うち指定・登録文化財関連の事業14件)
令和4年度	23件 (うち指定・登録文化財関連の事業15件)
令和5年度	16件 (うち指定・登録文化財関連の事業12件)

今後の課題

令和2年7月豪雨災害や新型コロナウイルス感染症の影響により、コミュニティの解体や地域行事・年中行事等の中止が増加し、文化財の管理活用や継承のための組織や担い手不足の問題が加速化しています。指定・登録に伴う助成支援に加えて、これら文化財保全継承のための担い手の確保や組織整備についても対策が求められています。

また今後の文化財に関連する事業内容については、災害復旧を主体とした第1段階のフェーズから文化財の公開活用を視野に入れた整備事業や補助等といった次なるフェーズへの事業展開が求められます。

■史跡人吉城跡などの保存活用整備**主な成果・実績**

令和2年7月豪雨以降、災害復旧事業により復旧工事等を実施しています。工事等により、立ち入り禁止措置を講じていた史跡内への立ち入りが可能となり、史跡の活用と来訪者、利用者の安全な見学が図られています。

史跡内で変状が確認される石垣のうち、御館跡西側石垣の測量図化等を実施し、令和5年度から修理工事に着手しました。

今後の課題

史跡の適正かつ安全な保存活用を図るため、保存管理計画や整備基本計画に基づき、修理等が必要と判断される石垣や斜面等に対して、計画的に保存整備を継続して実施します。

特に、史跡の本質的価値を有する石垣については、経年による変状が確認されています。石垣の現況を把握するための基礎資料となる、史跡内に所在する全ての石垣の総合調査を実施する必要があります。

(2)人吉城歴史館の充実と活用

■常設展示・企画展示の充実

主な成果・実績

令和2年7月豪雨により被災し、休館が続いているガイダンス施設「人吉城歴史館」の復旧に伴う詳細設計業務を実施し、令和6年度中に工事の完了を予定しています。

「人吉城歴史館」開館以降は、10月から12月にかけて企画展示、1月から5月に収蔵品展示、6月から9月は体験展示を主として行う等、企画運営について計画しています。

今後の課題

開館後は、入館者を分析し、人吉城の魅力や「人吉城歴史館」での展示の伝え方等について検討・検証が必要となります。

魅力的、効率的な展示を可能にするため、収蔵物のリスト化及び図録作成を更に進めていく必要があります。

市民に人吉城歴史館の展示内容や企画に愛着を持っていただくため、施設の運営をサポートするボランティアの募集や育成を検討していきます。

■歴史学習支援及び歴史文化情報発信機能の充実

主な成果・実績

歴史学習支援の一環として、出前講座や出張授業など、各種の講座及び講演を実施しました。また歴史文化の情報発信の一環として、郷土の歴史に関する各種調査成果をまとめた『ひとよし歴史研究』を発刊、販売しています。

◇出前講座、講演等の実施数

令和3年度：4件 令和4年度：6件 令和5年度：9件

◇ひとよし歴史研究第23～25号の発刊・販売

今後の課題

アウトリーチプログラム※1の充実を図るため、出前講座や説明マニュアルの作成を検討する必要があります。

文化財や歴史文化情報を活かした教育を行うことでシビックプライド※2を醸成できるよう、教育機関と連携した取り組みを行う必要があります。

※1 アウトリーチプログラム 劇場や美術館などが館外で行う活動。自ら劇場などに出向かない人に対し関心を持たせることを目的としてイベントなどを行うこと。それらイベント内容の総称。

※2 シビックプライド「地域への誇りと愛着」を表す言葉。「郷土愛」と似ているが、自分自身が地域の構成員であると自覚し、さらにまちを良い場所にしていこうとする「意思」が含まれる。

(3) 歴史文化遺産の広域的な保存活用

■広域連携による日本遺産人吉球磨の活用

主な成果・実績

令和3年に日本遺産認定継続が決定し、人吉球磨日本遺産活用協議会を中心に、構成財産の保存・継承に関しては文化関係団体で、活用に関しては商工及び観光団体等の官民連携・協働により、日本遺産を通じた人吉球磨地域活性化のための各事業を実施しました。

今後の課題

日本遺産を通じたさらなる地域づくり及び活性化につなげるため、人吉球磨日本遺産活用協議会の整理統合を含めた組織再編や、人吉球磨観光地域づくり協議会など関係団体との協働、連携体制の強化が必要です。

(4) 文化芸術の各分野の振興

■犬童球溪顕彰音楽祭の開催

主な成果・実績

◇個人コンクール	令和3年度から令和5年度まで中止
◇音楽のひろば	令和3年度から令和5年度まで中止
◇学校発表会	令和3、4年度中止 令和5年度28校参加
◇碑前祭	令和3年度 約20人 令和4年度(1校) 85人 令和5年度(2校) 169人 参加

今後の課題

カルチャーパレス大ホールが吊り天井耐震問題で使用できなくなり、会場がカルチャーパレス小ホールやスポーツパレス大アリーナへの変更を余儀なくされています。特に学校発表会の会場であるスポーツパレス大アリーナは音響や舞台設備が不十分で、準備に多大なマンパワーが必要となっている状況です。

■人吉球磨総合美展の開催

主な成果・実績

年 度	出品者数	出品数	入場者数	場所
令和3年度	スポーツパレス大アリーナ 改修に伴い中止			
令和4年度	116人	116点	1,378人	石野公園
令和5年度	94人	94点	1,613人	石野公園

今後の課題

歴史ある地元に根付いた美術展ではあるものの、出品者数、出品数ともに減少傾向にあるため、引き続き美術協会等との連携のもと、運営体制の検討や出品者を増やすための取組などを検討する必要があります。

(5)文化芸術の拠点づくり

■文化芸術拠点及び支援体制の充実

主な成果・実績

令和3年4月よりカルチャーパレス大ホールが特定天井であることから利用できなくなり、一部大規模なイベントの中止や場所の変更を余儀なくされました。しかしながら、小ホールは令和4年3月から利用再開となり、コンサートや演劇など芸術鑑賞の場を確保できました。

<イベント件数 入場者数>

令和3年度	大ホール	2件	700人	小ホール	1件	70人
令和4年度	大ホール	0件	0人	小ホール	114件	17,831人
令和5年度	大ホール	0件	0人	小ホール	123件	21,517人

今後の課題

カルチャーパレスは落成から40周年を迎え、大ホールの特定天井の問題や老朽化など多くの問題を抱えています。今後の方針を早期に定め、文化芸術の場の在り方について検討する必要があります。

第4次人吉市教育振興基本計画

発行月 令和7年3月

発行者 人吉市教育委員会

〒868-8601 熊本県人吉市西間下町7番地1

TEL 0966-24-2111

FAX 0966-22-7019